

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 16 日

平成22年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月16日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年9月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成22年9月16日 午後3時50分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 英 雄	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成22年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成22年9月16日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明について（認定第1号～認定第9号）
7	認 定 第 1 号	平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成21年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成21年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	認 定 第 9 号	平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
16	報 告 第 3 号	財政健全化計画書の実施状況報告について
17	報 告 第 4 号	経営健全化計画書の実施状況報告について
18	報 告 第 5 号	平成21年度健全化判断比率の報告について
19	報 告 第 6 号	平成21年度資金不足比率の報告について
20	報 告 第 7 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について
21		提出議案の説明について（議案第37号～議案第41号）
22	議 案 第 3 7 号	平成22年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
23	議 案 第 3 8 号	平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
24	議 案 第 3 9 号	平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
25	議 案 第 4 0 号	平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日 程	議 案 番 号	件 名
26	議 案 第 4 1 号	平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
27		提出議案の説明について（議案第42号～議案第47号）
28	議 案 第 4 2 号	過疎地域自立促進計画について
29	議 案 第 4 3 号	座間味村過疎地域自立促進基金条例の制定について
30	議 案 第 4 4 号	座間味村職員の給与に関する条例の一部改正について
31	議 案 第 4 5 号	あらたに生じた土地の確認について
32	議 案 第 4 6 号	字の区域の変更について
33	議 案 第 4 7 号	座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について
34	発 議 第 9 号	座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成22年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましてはお手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成22年6月12日～9月16日まで

6月23日	沖縄県全戦没者追悼式（平和祈念公園）
6月30日	離島六村議会運営協議会（座間味村）
7月14日	全員協議会（溶融炉裁判の件）
7月16日	県産品優先使用の要請行動団来村（座間味コミュニティー）
7月23日	県土木建築課と市町村との行政懇談会（自治会館）
8月13日	町村正副議長研修会（ちゃたんニライセンター）
9月16日	第3回定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。それでは私から平成22年第3回座間味村議会定例会、行政報告を行いたいと思います。平成22年第2回座間味村議会定例会以降の主な事項について、行政報告をいたします。

行 政 報 告

平成22年9月16日

平成22年	6月16日	沖縄県企画部市町村課長他来村
	18日	沖縄総合事務局川崎次長来村面談
	19日	ラフウォータースイム・イン座間味
	21日	平和講演会（座間味校）
	24日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
	〃	知事要請
	〃	琉球水難救済会総会
	〃	那覇署長へ夏季における警察官応援要請
	25日	宮里弁護士打合せ
	28日	総合事務局金子財務部長来村（財務状況分析報告）
	29日	株21・ざまみ株主総会
	〃	座間味漁協定期総会
	30日	離島6村議会運営協議会・懇親会

7月	1日	沖縄県企画部市町村課財政班来村表敬
	3日	サバニレース前夜祭
	4日	サバニレース
	5日	南部市町村定例総会
	〃	南部振興会評議員会
	〃	沖縄総合事務局開発建設部との懇談会
	6日	自治講演会（西尾勝氏講演）
	〃	自衛隊面談
	7日	水難事故防止推進協議会
	8日	村少年の主張大会
	9日	離島海運振興取締役会
13日		消防広域化等研究協議会
〃		県公立文教施設整備期成会定期総会
14日		沖縄県町村会定期総会
〃		沖縄県町村土地開発公社理事会
〃		沖縄県地域振興対策協議会総会
〃		沖縄県国保連合会総会
〃		沖縄県介護保険広域連合総会
16日		東京高等裁判所（控訴審）
20日		座間味郵便局長来訪
21日		離島航空路線協議会
23日		沖縄県土木建築部との行政懇談会
24日		座間味ヨットレース
26日		6月ウマチー
28日		美ら島沖縄総体開会式
8月	3日	竹富町、石垣市行政視察 ～5日
	11日	ヨットレース協賛社挨拶まわり
	12日	離島医療の現状と課題について意見交換会
	13日	一括交付金制度説明会
	19日	日賀渋谷氏他来訪
	21日	座間味島祭り
	27日	地方自治講演会
9月	3日	デジサポ沖縄高良センター長表敬訪問
	8日	陸上自衛隊八重瀬分屯地管理中隊長表敬訪問
	〃	映画「雙色島」プロデューサー表敬
	11日	慶留間校運動会
	12日	村議会議員選挙
	13日	円応教来村

以上で報告を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の行政報告は終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城英雄議員及び6番 宮里祐司議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者及び答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

おはようございます。私のほうから3点、一般質問を行いたいと思います。まず初めに、子育て費用の軽減策についてを質問いたします。一つ目、去った3月定例議会にてもお伺いをしたのですが、村内小中学校の遠征の際にかかる、渡航費の補助制度についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

渡航費について御説明します。遠征の際にかかる児童生徒の渡航費については、3校同一の派遣行事。例えば社会見学、職場体験、それから交流学习、意見発表会、それから小体連、あと中体連の陸上競技大会等は船舶運賃、それから宿泊費、車賃、これについては扶助費として全額補助しております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。各学校いろいろ個々で行っている、まあ座間味であればミニバスケットや、あとツールドおきなわ等に参加する際の旅費に関しましては、どのような形で援助していますでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

個々の学校のクラブ等による遠征費用については、補助はしておりませんが、それに伴う車料については、特別に配慮していただいて、免除しているところです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。各学校の活動等がどれだけあるのかという部分はまず調べてみないといけないと思いますが、父兄から声が多いのはですね、そういう個々の学校でクラブ活動単位で遠征する際、そちらのほうもやはり、もちろん宿泊だとか、そこまではもちろん求めませんが、可能な限り渡航費だけはどうか出していただけませんか、免除していただけますかという声が非常に多いんですよ。数を今後確認してですね、どれぐらいの予算規模がかかるのか、もちろん何百万、何千万とかかるのであれば、そこは厳しいかなと思いますが、ぜひ一ケタ台、二ケタ台で済むような額であれば、こちらのほうもですね、ぜひ無料化に向けて取

り組んでいただきたいんですが、どうでしょうか、考えをお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

各学校個々で参加している派遣事業について、どういうものがあるか。それをまず調査して、それが補助可能かどうか、検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ぜひこれは地域の声も非常に多い部分でありますので、こちらのほうもぜひ検討していただきたいと思います。また次の議会でも御質問したいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

先ほどの個々で参加している派遣事業については、調整をして検討するということがあったんですが、実際、今回こういうソフト面においても過疎債が適用になりましたので、それを利用して補助ができると思いますので、進めていきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。できるという方向で理解しておきますので、そういうふうにも私も住民の方、あと保護者の方にもお話をしたいと思います、ぜひよろしくをお願いします。

では続きまして、村内学校給食費の負担軽減を望む声があるが、考えをお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

学校給食費につきましては、昨年4月に食材費の高騰を理由に県内14の市町村が値上げをしたところですが、本村においては保護者負担軽減策として、一般会計から補てんし、値上げを回避しております。また、財団法人沖縄県学校給食会より、僻地における食に関する支援事業として、平成20年度においては小学校、1人一食当たり31円、中学校で33円の補助がありましたが、今年度においては小学校16円、中学校が18円と段階的に補助が減少しております。食材費については、大変厳しい状況にありますが、これを踏まえて給食費の負担軽減策について学校、それから保護者等の意見も聞きながら検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。現在、小学校、中学校で毎月の給食費がどれぐらいかかっているのかということと、あと食材費の高騰を理由に、どれぐらいの金額が値上がりして、その金額を村で今負担しているのかをお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

給食費につきましては現在、小学校で月額3,200円、中学校で3,500円なのですが、昨年の上げ幅によると200円から500円の上げ幅となっておりますが、現在、村からは70万4,000円助成しております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。給食費はやはり段階的に値下げをしていただいて、こちらのほうも最終的には、ぜひとも無償化、無料化にさせていただきたいと思うんです。行政の皆さんからするとですね、わずかな予算額になると思いますので、ぜひこちらのほうもお願いしたいと思いますが、教育長にもお伺いしてよろしいですか、考えを。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

今の給食費の問題ですが、非常にこれはいい御提案じゃないかと思えます。私は教育委員会で、この無償化について話し合ったことはまだございませんが、私の私見ということになりますけれども、まず憲法ではですね、憲法26条では義務教育は無償とすると、はっきりうたわれているんです。義務教育の範疇というのは小学校、中学校と解釈してよろしいんですが、その範疇の子供たちは無償ということになります。最近の国の政権の方向を見るとですね、高等学校の授業料も無償ということになってきております。それからしますと、教育基本法にも出ておりますので、授業料は徴収してはならないと。いわゆる義務教育の範疇の子供たちには。しかし、高等学校はそうじゃなかったんですが、そうやってきていると。だんだんこれが無償化になってきているんです。そして学校給食法というのがあるんです。まず、学校教育法にどう書いてあるかと言いますと、この第5条の中に学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特例の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担するとあるわけです。この給食費も経費の中に少し入れられるんじゃないかという感じもします。それから、学校給食法を見ると、これもまた6条の中に学校の給食の施設に必要な施設とか、そういうものは当然、設置者が負担するんですが、給食費というもの。俗に言う、直接かかる、今まで受益者負担になっている部分ですが、これについては、こういうふうに結論づけているんです。給食を受ける児童または生徒、保護者の負担とすると出ているんです。しかし、この一文はよく考えてみますと、私は個人的には児童とか生徒というのは収入はありません。これを児童または生徒、保護者の負担とするというのは、表現がちょっとおかしいんじゃないかという感じもしますが、保護者の負担とすれば納得がいくのですが、児童または生徒、保護者の負担とするという一文がくっついているんです。先の1項にすると、ここも包含されるんじゃないかと思ったんですが、そういうのが入っていると。それから考えていきますと、どうも方向性としては国を挙げて、これはもう義務教育にかかる経費の一部と考えれば、無償化の方向に動くんじゃないかと思えます。私、個人的には大変いい御提案じゃないかと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

教育長、ありがとうございます。非常にいい御回答をいただいたと思っております。村長にも一言、この辺についてお伺いしてもよろしいですか。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今、担当課長あるいは教育長のほうから回答があったとおりでございます。私が知らなかった部分も、きょう初めて知った部分も多少ありまして、なるほどなということで、これは教育委員会側と足並みを揃えていきながら、いわゆる住民福祉であったりとか、子供たちの学習環境、教育環境の整備という観点からも必要な措置であるのであれば、教育長と足並みを揃えていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございました。またこの件につきましても御質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは2点目に移らせていただきます。座間味校校舎の老朽化問題についてでございます。座間味小、中学校校舎の老朽化問題に関しましては、去った3月定例議会にて質問いたしまして、6月に校舎建設準備委員会を立ち上げるという御回答をいただきました。進捗状況についてお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。座間味校校舎の整備につきましては、村の公立学校施設整備事業長期計画の中で、平成25年度までに小中校舎の改築の整備を完了する予定ですが、今回の整備の中で中学校もあわせて改築できないか、耐力度調査を行う予定です。調査結果を踏まえて準備委員会を進めていきたいと思っております。今回の定例議会に、補正予算で耐力度調査の予算を計上しておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。この耐力度調査は予算が決定次第、行うということになると思いますが、大体何月から何カ月ぐらいでこの耐力度調査の結果が出ますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

10月いっぱいでは、この2棟の耐力度調査は終了すると思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。10月いっぱい、その結果次第で中学校のほうも一緒に改築を行うということでよろしいですね。それからまた検討委員会も立ち上がるということですね、わかりました。ありがとうございます。

それでは、3点目に移ります。観光政策について。まず1点目、7月までの、7月と一般質問ではなっていますが、近々の月別の観光入域者数と、外国人観光客の数をお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

観光入域者数はですね、御手元に配られている観光入込客数表のとおりです。今年は、昨年よりは下回っております。かろうじて上回っているのが8月だけです。去年の8月時点が5万4,788名で、今年のほうが5万1,086名です。それから差し引きますと、マイナス3,702名の減となっております。現状は。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

あと、外国人観光客についてです。これは昨年12月の定例議会にて同じような質問で、今後ふえるであろう外国人観光客の数も、できるだけカウント。カウントといいますか把握するようにしてくださいとお願いしましたが、外国人観光客の数、入域者数をお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

外国人観光客の数ですが、これは調べた7月の分だけ報告したいと思います。7月がクイーンさまみで337名運んでおります。フェリーさまみで405名、計742名になっております。率からすると18から19%ぐらいになっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。いろいろ業務がふえて大変になるかも知れませんが、やはりデータとしては非常に重要なデータになりますので、7月だけではなくて周年を通して、外国人観光客の数をしっかりと質問が出た場合に答えられるようにしていただきたいと思いますが、よろしいですか。お願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この辺はですね、船は公営企業課ですので、公営企業課と相談して調整していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

よろしく申し上げます。これは昨年12月に質問して、今、7月にしか数字が上がっていない状況ですから、ぜひともこれから船舶改善委員会等々でも、こういう話が出てくるとしますので、ぜひ聞かれたらすぐに出せるような調査というか、調べでお願いします。

続きまして、観光客、現場からの意見が数点出ております。御意見に対してですね、今後の課題や解決策についてお伺いします。意見等は別表で提出しておりますので、そちらのほうに沿って御質問していきたいと思っております。

まず1点目、多国語の標識や観光案内板が必要ではないかという現場からの声がありますが、これについてお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。多国語の標識、案内板についてですけれども、今、国、県の補助事業を受けて、多言語案内板を座間味島、阿嘉島、慶留間島の3カ所に設置いたします。多国語の説明文は日本語、中国語、韓国語、英語の4カ国であります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

これについては、もう製作を始めているのでしょうか。あと、でき上がってから何月までの設置になりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。それは今、県と調整していますけれども、10月に申請して11月に決定、12月から施工に入りまして、完成予定は平成23年2月の予定です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

2月にきて、また設置が5月とかにならないようにですね、ホエールウォッチングのシーズンも迎えますので、その時期は、2月にきたら早急に設置するようにお願いしたいと思います。

あと設置場所ですね、もちろんターミナルがいいとか、いろんな場所、希望、要望があると思いますが、ターミナルのほうにですね、今大きな、もともとある案内板がありますよね。あそこが一番ベストだとは思いますが、向こうはフレーム自体がもう腐って、非常に危ない状況になっていますので、そのフレームごとかえるのか、あれを早急に撤去して、どうするのかということもぜひ議論していただきたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

次に2点目です。防犯、交通事故を未然に防ぐために、座間味、阿真間の道路ですね、近年やはり外国人観光客の方がふえているということもありまして、キャンプ場の利用頻度が非常にふえている状況があります。夜ですね、真っ暗な中、よく歩いています。あと星を見るということで、堤防のほうに腰掛けて座っていたりする方も結構多いんですが、車で阿真に帰る場合とか、結構ひやっとする思いをしたことがあるという住民の方も非常に多いんです。ですから、その街灯の設置。こちらのほうもぜひやっていただけないかという声がありますが、この件についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。街灯設置についてはですね、観光地であるから慎重に検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

観光地であるから慎重に検討するということですか。じゃあ検討していただけるということですね。村長、

よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの補足をさせていただきたいと思います。この件に関しましては、阿真区の総会でも要望が出ていることをごさいます、今回の要望だけではなくて何度か出ているというお話を伺っております。ただ、私たちの村は観光地であるということがまず1つです。それで星がきれいだとか、いろいろな条件があります。あとそれから財政的な問題もちろんございますし、補助制度があるかどうかというのがありますので、本当に必要なのか、あるいは必要であればどういう街灯がいいのか、普通の国道にあるようなものでは、例えば景観を損ねるとか、あるいは台風の場合はどうなんだと。いろいろ検証しないといけない部分があると思うんです。今、課長が話しをしたのは、そういうのを含めてですね、本当に必要なのはどういうものなのか、あるいは必要ではないのかというのを一から検討したいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。確かに街灯の問題は海がめの保護の観点からも、例えば、千葉県の方ではアップライトをつくったりだとか、そういう工夫をしておりますので、地域の方ともいろいろ議論を重ねながら、ぜひこちらのほうも防犯、交通事故等を未然に防ぐという観点からもですね、ぜひ検討していただきたいと思います。

では続きまして、有償運送バスの運行。この運行の件につきまして、観光客の方々からのクレーム等が結構毎年上がっております。また、無人島渡しについても、同じようにちょっと客引きの観点でトラブルがあると。いやな思いをしたという観光客の方もいらっしゃるのですが、この件についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

私のほうからバスの件についてお答えいたします。宮里議員がおっしゃるとおり役場のほうにも、せんだって客引き行為の苦情がありましたので、それを受けまして、事業者に対しては客引き行為をしないように注意を促していきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

もちろん、そういうふうに促すのも必要ですし、法律的な部分も含めて、そこはしっかりと議論を重ねてですね、民間の業者と。今後、絶対にこういうことが起こらないように。あとスピードも結構出して走っているバスも見受けられますので、子供たちが自転車等で同じ道路を横切ったりしますので、今後事故が起こらないかどうか、本当に心配な部分が非常にありますので、しっかりそこも啓蒙していただくような話し合いをしていただきたいと思います。

あと無人島渡しについてですが、2年か3年前に、いわゆる組合をつくって、そこでいろいろな利用方法について話し合いをしていくというふうに、私の一般質問においても質問をして回答をいただいた経緯があるんですが、この無人島渡し渡船組合について、どのような方向になっていますか。お聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

無人島渡しについてですけれども、今年の3月に渡船組合というより商工会が中心になって、集めて話し合いをしましたけれども、そのときに何業者か参加ができなくて流れたんですけれども、また商工会の協力を得て、渡船組合を集めて協議していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。こちらのほうも確実にですね、また会合等を開いて組織づくりを、リーダーシップをとってやっていただきたいなと思います。

続きまして、一つ飛びまして混雑時ですね、座間味の船舶課の窓口が2つあるが、1つしか空いていないと、窓口が。結構列に並んでいるのに、何で1つしか空かないんだという声が上がっております。この件についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。確かに窓口は2カ所ありますけれども、これまで活用してこれなかったもので、さらにそれをフル活用したいと思います。できるだけ混雑を避けて、お客さんに迷惑をかけないようにしていきたいと思います。御質問ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ぜひ観光客また村民からの声に真摯に耳を傾けて、ぜひ改善していただきたいと思います。今後、こういう声がまた上がらないように取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次、関連しますが、いわゆる公営企業課内、船舶窓口が公営企業課の中にありますけれども、いわゆる担当が違うということで、公営企業課内で窓口業務をしないというのは、不親切に見えるという声がありました。これは、もちろん担当が違うとか、そういう部分は一般住民から見たら、みんな同じような感じで見えていると思うのですが、いすに座っているにもかかわらず、窓口業務に来なかつたりだとか、そういう部分だと思うんです。この件につきまして、不親切に見えるという部分につきまして、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

この件につきましても、見られないよう努力して、できるだけサービスに努めてまいりたいと、早速帰って課内で会議をして、あしたからでもびしっといきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

パーテーションなり、何なりで改善する方法もあると思いますし、ただ、根本的にやはり課の中が小さいということもあると思うんです。あのスペースの中に、あれだけの業務が入っているということも、今後課

題というか、問題になってくると思いますので、その件につきましてはぜひ村長ともいろいろ議論を重ねてですね、課長もその辺はしっかりと議論をしていただきたいと思います。

続きまして、とまりんの予約受付業務の問題です。観光客の方々からは、更新が遅いんじゃないかと。前日になって予約状況が○になったとか、予約ができる状況なのに電話をしたら予約がとれなかったとか、そういうクレームも結構あります。あと、電話がですね、やはりチケットの販売時間帯は電話をとらない、電話をとってもらえないという声も非常に多いんですが、この改善策についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公 公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。まず、更新が遅いということなんですけれども、これは予定表を早目に決定して、決裁いただいて、2カ月だったら2カ月、3カ月だったら3カ月手前にお客さんに迷惑をかけないように那覇港の所長ともこの前相談してやっていますので、これを早急に改善していきたいと。

2番目の電話をとらないということなんですけれども、今は4回線あるみたいですね。それで7時以降とか10時からの予約で5時まで受けていますので、やはりそういう状況が起きていると。その点につきましては検討委員会でも早速、前の6月にやった検討委員会に出ていましたので、そこのほうでも議論しながら解決策を早急にやって、せめておそくても来年の4月からは改善していきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司 議員。

○ 6番（宮里祐司 議員）

ありがとうございます。更新がおそいというのはですね、インターネットの予約状況の更新のことなんですけれども、これはやはり毎日ですね、夕方業務が終わる前でも構いませんので、実際の本予約の予約状況と照らし合わせて、インターネット上の要するに予約状況もこまめに更新していただきたいということなんです。毎日これはやっていかないと、民間であれば空席を埋めるために、目いっぱい毎日といいますか、1時間ごとに細かく予約状況を変更して、一人でも多くのお客さんをとろうと努力をしておりますので、インターネット上の予約状況に関しましては可能な限り、できれば毎日、業務終了前にしっかりと確認をして、更新、更新をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、座間味島のことになりますが、座間味島西側と東側のバースですね、バース、港なんですけれども、そちらにトイレを設置してほしいという要望の声が事業者の方から上がっております。その件についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

トイレの件について、お答えします。東側のトイレについては、現在計画はありませんが、港湾の整備計画の中で附帯施設としてできないか、県と所管へ要望していきます。西側のトイレについては、くじら公園内にトイレがありますので、それを利用していただく考えです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司 議員。

○ 6番（宮里祐司 議員）

わかりました。東側については今のところ設置は厳しいということですのでよろしいですね。西側については今ある現状のトイレを使っていたきたいということですね。今後、港湾課の予算等も含めて、港湾課ではな

くて農林水産課の事業とか、そういう部分で例えば東側であれば路盤舗装を今要望しておりますよね。その路盤舗装で予算が組めれば、抱き合わせで設置することは可能ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

路盤舗装とか、そういう事業をやるときに抱き合わせで附帯施設としてできるだけ要望していきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

それでは、その東側の路盤舗装、西側の巻き上げ機です。こちらのほうも一応平成22年度の要望事項でお願いしている事項でありますので、ぜひ一緒に抱き合わせで要望を継続して出していただけるように、よろしくをお願いします。

続きまして、港湾域の環境美化ということで、やはり廃車が非常に多いと。港の中にですね。即、撤去させてほしいと。これも観光客から、せっかくの観光地なのに非常に見苦しい。あと地域住民からも公共の場所であるにもかかわらず、自分の駐車場のよう廃車を置いているという状況がありますので、あれは絶対に是正してほしいと、改善してほしいという声がありますが、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

環境美化の件ですけれども、現在、座間味港では座間味駐在の協力を得て、廃車と思われる車両の持ち主を調査しているところです。持ち主が判明すれば、直ちに撤去するよう通知文で発送する考えです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。ぜひ、これも数年前からこの件につきましても一般質問で取り上げておりますので、ぜひ課長、課長の力で改善していただけるようによろしくお願いします。

続きましてターミナル内ごみの問題です。現在、ごみの回収日に変更になっていると思いますが、それに伴いまして週末は回収がないという状況で、ターミナル内に二日から三日間、ごみを今現在カラスに食べられないように中に入れて、保管をしている状況だと。これについては衛生的にちょっと問題があると。イベントのたびに、私らも中に入ったら結構においがするときがあるんです。この件について、中にため込むという状況も含めて、これはどう改善していくかお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今ごみ回収が月・水・金になったものですから、金曜日の夕方、土曜日・日曜日のごみがたまっております。案内所とも調整はしたんですけれども、今ですね、土曜日は職員にも協力してもらって運ぶか、そうじゃなければ公営企業課には話はしていませんけれども、フェリーのごみを置いているところがありますよね。その辺の利用を考えています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

改善ですね、ぜひ考えているじゃなくて改善をしてください。この件。これは簡単にできることだと思いますので、予算もかかりませんので、早急に改善してください。お願いします。

次に船舶改善委員会についてなんですが、案外、住民の方がやはりこの存在を知らないというのが現状にあります。せっかく船舶のいろいろな部分を改善するために立ち上げている委員会ですので、まずこの存在を知らせるべきじゃないかというのが私の考えでもありますし、これは6月の定例議会でも私は申し上げております。いわゆる村の広報紙、たしか7月でしたか、8月に発行された広報紙にも、これは掲載されていませんでしたので、せっかくこのようないい委員会を立ち上げたにもかかわらず、周知していないというのは非常に残念といえますか、もったいないと思います。ですから、必ずこれは周知をしていただいて、どのような話し合いが持たれたかということ、ちゃんと次の広報紙には確実に掲載していただきたいんですが、その件につきましてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問、ありがとうございます。早速、来る12月ですか、今回は、それに啓蒙したいと思えます。そして多くの住民方に知らせて、またその御意見も聞きながら、検討委員会をもっと活用して、お客さんのニーズにこたえていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ぜひ次の広報紙には確実に掲載して周知するように、よろしくをお願いします。

最後にですね、観光案内所の件ですが、シャッターを設置していただけないかという声がありました。実は台風だとか大雨の際に、内側に相当水が入ってくると。それによって委託で受けている商品が水に濡れたりとか、だめになってしまうという状況がありますというような声、実際、浸水している写真まで見せていただきました。このシャッター設置について、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

シャッターや大雨の浸水対策については、調査して関係機関と調整の上、対応したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

これは県の施設ということになりますよね、現状は。では県のほうに要望するということよろしいですか。わかりました。

13点ですか、質問いたしました、ぜひともこれは村の発展のためにしっかりとこれに取り組んでいただきたいと思えます。また私のほうも、やはりこういう声なき声をしっかりと今後も行政のほうに届けたいと思えますので、ぜひとも、今後ともまたよろしくお願ひいたします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

日程第6. 認定第1号から認定第9号までの議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは、提案議案の説明をさせていただきます。御手元にファイルをお配りさせていただいておりますので、御確認いただきたいと思いますが、各会計の詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で御説明申し上げておりますので、私のほうからの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

認定第1号

平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥1,445,202,632
 歳出決算額 ￥1,301,783,433
 歳入歳出差引額 ￥ 143,419,199

平成22年8月25日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度一般会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥1,445,202,632
2	歳 出 総 額	￥1,301,783,433
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥143,419,199
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥3,447,000
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥3,447,000
5	実 質 収 支 額	￥139,972,199

6 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0
--	----

平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		79,335,000	91,494,300	76,040,322	0	15,453,978	△3,294,678
	1 村民税	31,280,000	35,459,965	31,151,416	0	4,308,549	△128,584
	2 固定資産税	40,894,000	48,929,711	38,071,582	0	10,858,129	△2,822,418
	3 軽自動車税	2,168,000	2,291,100	2,003,800	0	287,300	△164,200
	4 村たばこ税	4,993,000	4,813,524	4,813,524	0	0	△179,476
2 地方譲与税		9,120,000	9,446,124	9,446,124	0	0	326,124
	1 地方揮発油譲与税	1,000	1,553,000	1,553,000	0	0	1,552,000
	2 自動車重量譲与税	6,707,000	6,881,000	6,881,000	0	0	174,000
	3 地方道路譲与税	2,400,000	1,012,124	1,012,124	0	0	△1,387,876
	4 航空機燃料譲与税	12,000	0	0	0	0	△12,000
3 利子割交付金		303,000	225,000	225,000	0	0	△78,000
	1 利子割交付金	303,000	225,000	225,000	0	0	△78,000
4 配当割交付金		54,000	31,000	31,000	0	0	△23,000
	1 配当割交付金	54,000	31,000	31,000	0	0	△23,000
5 株式等譲渡所得割交付金		64,000	29,000	29,000	0	0	△35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	64,000	29,000	29,000	0	0	△35,000
6 地方消費税交付金		10,136,000	10,135,000	10,135,000	0	0	△1,000
	1 地方消費税交付金	10,136,000	10,135,000	10,135,000	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7 自動車取得税交付金		2,399,000	2,100,000	2,100,000	0	0	△299,000
	1 自動車取得税交付金	2,399,000	2,100,000	2,100,000	0	0	△299,000
8 地方特例交付金		1,389,000	916,000	916,000	0	0	△473,000
	1 地方特例交付金	1,383,000	916,000	916,000	0	0	△467,000
	2 特別交付金	6,000	0	0	0	0	△6,000
9 地方交付税		836,035,000	917,781,000	917,781,000	0	0	81,746,000
	1 地方交付税	836,035,000	917,781,000	917,781,000	0	0	81,746,000
10 分担金及び負担金		332,000	297,610	297,610	0	0	△34,390
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	331,000	297,610	297,610	0	0	△33,390
11 使用料及び手数料		45,624,000	42,588,284	41,556,184	0	1,032,100	△4,067,816
	1 使用料	42,077,000	37,867,784	36,835,684	0	1,032,100	△5,241,316
	2 手数料	3,547,000	4,720,500	4,720,500	0	0	1,173,500
12 国庫支出金		250,310,000	136,129,539	136,129,539	0	0	△114,180,461
	1 国庫負担金	6,684,000	6,624,325	6,624,325	0	0	△59,675
	2 国庫補助金	236,738,000	124,304,161	124,304,161	0	0	△112,433,839
	3 国庫委託金	6,888,000	5,201,053	5,201,053	0	0	△1,686,947
13 県支出金		55,935,000	53,128,634	53,128,634	0	0	△2,806,366
	1 県負担金	11,086,000	12,640,828	12,640,828	0	0	1,554,828
	2 県補助金	13,310,000	11,404,023	11,404,023	0	0	△1,905,977
	3 県委託金	31,539,000	29,083,783	29,083,783	0	0	△2,455,217

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		466,000	314,092	314,092	0	0	△151,908
	1 財産運用収入	464,000	314,092	314,092	0	0	△149,908
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
15 寄附金		3,301,000	3,041,930	3,041,930	0	0	△259,070
	1 寄附金	3,301,000	3,041,930	3,041,930	0	0	△259,070
16 繰入金		37,028,000	12,860,000	12,860,000	0	0	△24,168,000
	1 特別会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 基金繰入金	37,027,000	12,860,000	12,860,000	0	0	△24,167,000
17 繰越金		120,478,000	114,478,417	114,478,417	0	0	△5,999,583
	1 繰越金	120,478,000	114,478,417	114,478,417	0	0	△5,999,583
18 諸収入		9,843,000	11,992,780	11,992,780	0	0	2,149,780
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	900	900	0	0	△2,100
	2 預金利子	1,000	81,579	81,579	0	0	80,579
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	9,838,000	11,910,301	11,910,301	0	0	2,072,301
19 村債		55,502,000	54,700,000	54,700,000	0	0	△802,000
	1 村債	55,502,000	54,700,000	54,700,000	0	0	△802,000
歳入合計		1,517,645,000	1,461,688,710	1,445,202,632	0		△72,451,368

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		34,899,000	32,032,550	0	2,866,450	2,866,450
	1 議会費	34,899,000	32,032,550	0	2,866,450	2,866,450
2 総務費		317,859,000	279,975,627	22,025,000	15,858,373	37,883,373
	1 総務管理費	282,603,000	247,572,103	22,025,000	13,005,897	35,030,897
	2 徴税費	18,651,000	18,338,143	0	312,857	312,857
	3 戸籍住民基本台帳費	6,769,000	6,397,524	0	371,476	371,476
	4 選挙費	7,008,000	6,349,985	0	658,015	658,015
	5 統計調査費	1,761,000	335,415	0	1,425,585	1,425,585
	6 監査委員費	1,067,000	982,457	0	84,543	84,543
3 民生費		151,435,000	124,721,838	12,266,000	14,447,162	26,713,162
	1 社会福祉費	125,515,000	111,501,723	0	14,013,277	14,013,277
	2 児童福祉費	25,918,000	13,220,115	12,266,000	431,885	12,697,885
	3 生活保護費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		223,035,000	184,725,492	0	38,309,508	38,309,508
	1 保健衛生費	171,198,000	144,119,418	0	27,078,582	27,078,582
	2 清掃費	51,837,000	40,606,074	0	11,230,926	11,230,926
5 労働費		1,313,000	1,188,300	0	124,700	124,700
	1 失業対策費	1,313,000	1,188,300	0	124,700	124,700

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6	農林水産業費	84,112,000	68,860,572	6,000,000	9,251,428	15,251,428
	1 農業費	32,452,000	26,227,016	6,000,000	224,984	6,224,984
	2 林業費	25,629,000	16,744,380	0	8,884,620	8,884,620
	3 水産業費	26,031,000	25,889,176	0	141,824	141,824
7	商工費	22,924,000	21,692,022	0	1,231,978	1,231,978
	1 商工費	22,924,000	21,692,022	0	1,231,978	1,231,978
8	土木費	173,189,000	110,710,236	58,700,000	3,778,764	62,478,764
	1 土木管理費	10,640,000	9,922,474	0	717,526	717,526
	2 道路橋りょう費	74,338,000	24,415,255	49,500,000	422,745	49,922,745
	3 河川費	8,673,000	8,414,136	0	258,864	258,864
	4 港湾費	14,629,000	4,996,785	9,200,000	432,215	9,632,215
	5 下水道費	40,242,000	40,242,000	0	0	0
	6 住宅費	3,041,000	2,174,580	0	866,420	866,420
	7 空港費	21,626,000	20,545,006	0	1,080,994	1,080,994
9	消防費	18,003,000	6,161,598	11,400,000	441,402	11,841,402
	1 消防費	18,003,000	6,161,598	11,400,000	441,402	11,841,402

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
10	教育費	186,637,000	170,517,406	5,000,000	11,119,594	16,119,594
	1 教育総務費	86,732,000	82,398,159	0	4,333,841	4,333,841
	2 小学校費	31,352,000	29,349,835	0	2,002,165	2,002,165
	3 中学校費	13,279,000	12,096,348	0	1,182,652	1,182,652
	4 幼稚園費	24,563,000	24,141,142	0	421,858	421,858
	5 社会教育費	8,148,000	2,986,487	5,000,000	161,513	5,161,513
	6 保健体育費	22,563,000	19,545,435	0	3,017,565	3,017,565
11	災害復旧費	4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12	公債費	266,075,000	263,535,792	0	2,539,208	2,539,208
	1 公債費	266,075,000	263,535,792	0	2,539,208	2,539,208
13	諸支出金	37,669,000	37,662,000	0	7,000	7,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	37,663,000	37,662,000	0	1,000	1,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,517,654,000	1,301,783,433	115,391,000	100,479,567	215,870,567

認定第2号

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥163,016,801
 歳出決算額 ￥151,519,092
 歳入歳出差引額 ￥ 11,497,709

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度国民健康保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥163,016,801
2	歳 出 総 額	￥151,519,092
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥11,497,709
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥11,497,709
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		30,453,000	39,727,441	34,478,768	0	5,248,673	4,025,768
	1 国民健康保険税	30,453,000	39,727,441	34,478,768	0	5,248,673	4,025,768
2 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 使用料及び手数料		3,000	35,700	35,700	0	0	32,700
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	35,700	35,700	0	0	33,700
4 国庫支出金		60,596,000	58,723,339	58,723,339	0	0	△1,872,661
	1 国庫負担金	39,810,000	36,789,128	36,789,128	0	0	△3,020,872
	2 国庫補助金	20,786,000	21,934,211	21,934,211	0	0	1,148,211
5 療養給付費交付金		1,888,000	3,548,000	3,548,000	0	0	1,660,000
	1 療養給付費交付金	1,888,000	3,548,000	3,548,000	0	0	1,660,000
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県支出金		11,154,000	18,794,907	18,794,907	0	0	7,640,907
	1 県負担金	591,000	603,907	603,907	0	0	12,907
	2 県補助金	10,563,000	18,191,000	18,191,000	0	0	7,628,000
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		23,990,000	15,812,884	15,812,884	0	0	△8,177,116
	1 共同事業交付金	23,990,000	15,812,884	15,812,884	0	0	△8,177,116
10 繰入金		32,819,000	23,319,151	23,319,151	0	0	△9,499,849
	1 一般会計繰入金	32,818,000	23,319,151	23,319,151	0	0	△9,498,849
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		8,212,000	8,212,320	8,212,320	0	0	320
	1 繰越金	8,212,000	8,212,320	8,212,320	0	0	320
12 諸収入		11,000	91,732	91,732	0	0	80,732
	1 延滞金及び過料	3,000	75,200	75,200	0	0	72,200
	2 預金利子	2,000	16,532	16,532	0	0	14,532
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		169,129,000	168,265,474	163,016,801	0	5,248,673	△6,112,199

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		13,483,000	12,536,878	0	946,122	946,122
	1 総務管理費	13,426,000	12,514,936	0	911,064	911,064
	2 徴税費	17,000	0	0	17,000	17,000
	3 運営協議会費	39,000	21,942	0	17,058	17,058
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費		81,043,000	68,718,751	0	12,324,249	12,324,249
	1 療養諸費	67,640,000	58,121,661	0	9,518,339	9,518,339
	2 高額療養費	8,470,000	6,996,250	0	1,473,750	1,473,750
	3 出産育児諸費	4,861,000	3,580,840	0	1,280,160	1,280,160
	4 葬祭諸費	70,000	20,000	0	50,000	50,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
3 後期高齢者支援金等		24,416,000	24,413,745	0	2,255	2,255
	1 後期高齢者支援金等	24,416,000	24,413,745	0	2,255	2,255
4 前期高齢者納付金等		835,000	829,064	0	5,936	5,936
	1 前期高齢者納付金等	835,000	829,064	0	5,936	5,936
5 老人保健拠出金		6,976,000	6,973,755	0	2,245	2,245
	1 老人保健拠出金	6,976,000	6,973,755	0	2,245	2,245
6 介護納付金		10,462,000	10,140,283	0	321,717	321,717
	1 介護納付金	10,462,000	10,140,283	0	321,717	321,717
7 共同事業拠出金		24,781,000	23,517,223	0	1,263,777	1,263,777
	1 共同事業拠出金	24,781,000	23,517,223	0	1,263,777	1,263,777
8 保健事業費		5,525,000	2,790,020	0	2,734,980	2,734,980
	1 特定健康診査等事業費	1,504,000	1,088,034	0	415,966	415,966
	2 保健事業費	4,021,000	1,701,986	0	2,319,014	2,319,014
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 諸支出金		1,604,000	1,599,373	0	4,627	4,627
	1 償還金及び還付加算金	1,604,000	1,599,373	0	4,627	4,627
12 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		169,129,000	151,519,092	0	17,609,908	17,609,908

認定第3号

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥2,161,310
 歳出決算額 ￥1,995,130
 歳入歳出差引額 ￥ 166,180

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度老人保健事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥2,161,310
2	歳 出 総 額	￥1,995,130
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥166,180
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥166,180
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		155,000	547	547	0	0	△154,453
	1 支払基金交付金	155,000	547	547	0	0	△154,453
2 国庫支出金		75,000	2,135,681	2,135,681	0	0	2,060,681
	1 国庫負担金	75,000	2,135,681	2,135,681	0	0	2,060,681
3 県支出金		24,000	20,322	20,322	0	0	△3,678
	1 県負担金	24,000	20,322	20,322	0	0	△3,678
4 繰入金		2,043,000	0	0	0	0	△2,043,000
	1 一般会計繰入金	2,043,000	0	0	0	0	△2,043,000
5 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		7,000	4,760	4,760	0	0	△2,240
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預金利子	1,000	4,760	4,760	0	0	3,760
	3 雑収入	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		2,305,000	2,161,310	2,161,310	0	0	△143,690

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	医療諸費	305,000	0	0	305,000	305,000
	1 医療諸費	305,000	0	0	305,000	305,000
2	諸支出金	7,000	3,670	0	3,330	3,330
	1 償還金	6,000	3,670	0	2,330	2,330
	2 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
3	予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4	前年度繰上充用金	1,992,000	1,991,460	0	540	540
	1 前年度繰上充用金	1,992,000	1,991,460	0	540	540
歳出合計		2,305,000	1,995,130	0	309,870	309,870

認定第4号

平成21年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥9,746,937
 歳出決算額 ￥9,743,205
 歳入歳出差引額 ￥ 3,732

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥9,746,937
2	歳 出 総 額	￥9,743,205
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥3,732
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥3,732
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		5,720,000	5,059,893	5,059,893	0	0	△660,107
	1 後期高齢者医療保険料	5,720,000	5,059,893	5,059,893	0	0	△660,107
2 使用料及び手数料		2,000	300	300	0	0	△1,700
	1 手数料	2,000	300	300	0	0	△1,700
3 寄附金		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
4 繰入金		5,030,000	4,579,582	4,579,582	0	0	△450,418
	1 一般会計繰入金	5,030,000	4,579,582	4,579,582	0	0	△450,418
5 繰越金		104,000	104,294	104,294	0	0	294
	1 繰越金	104,000	104,294	104,294	0	0	294
6 諸収入		12,000	2,868	2,868	0	0	△9,132
	1 延滞料、加算金及び過料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	2,000	800	800	0	0	△1,200
	3 預金利子	1,000	2,068	2,068	0	0	1,068
	4 貸付金元利収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
	5 雑入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		10,870,000	9,746,937	9,746,937	0	0	△1,123,063

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		978,000	842,930	0	135,070	135,070
	1 総務管理費	868,000	842,820	0	25,180	25,180
	2 徴収費	110,000	110	0	109,890	109,890
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		9,888,000	8,899,475	0	988,525	988,525
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	9,888,000	8,899,475	0	988,525	988,525
3 諸支出金		3,000	800	0	2,200	2,200
	1 償還金及び還付金	2,000	800	0	1,200	1,200
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		10,870,000	9,743,205	0	1,126,795	1,126,795

認定第5号

平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥557,256,964
 歳出決算額 ￥586,832,463
 歳入歳出差引額 ￥-29,575,499

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度航路事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥557,256,964
2	歳 出 総 額	￥586,832,463
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥-29,575,499
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥-29,575,499
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額29,575,499円。このため翌年度繰上充用金29,575,499円で歳入不足を補填した。

平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		617,385,000	561,587,602	557,256,964	0	4,330,638	△60,128,036
	1 運航収入	574,965,000	518,659,002	514,328,364	0	4,330,638	△60,636,636
	2 営業収益	4,756,000	4,426,600	4,426,600	0	0	△329,400
	3 営業外収益	37,664,000	38,502,000	38,502,000	0	0	838,000
2 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		617,390,000	561,587,602	557,256,964	0	4,330,638	△60,133,036

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		363,859,000	343,475,384	0	20,383,616	20,383,616
	1 旅客費	5,307,000	3,959,122	0	1,347,878	1,347,878
	2 自動車航送取扱費	316,000	224,202	0	91,798	91,798
	3 貨物費	418,000	277,604	0	140,396	140,396
	4 郵便取扱費	1,000	0	0	1,000	1,000
	5 燃料潤滑油費	132,187,000	117,256,364	0	14,930,636	14,930,636
	6 養缶水費	1,104,000	917,932	0	186,068	186,068

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用	7 港費	6,872,000	6,847,768	0	24,232	24,232
	8 雑費	1,308,000	1,209,066	0	98,934	98,934
	9 船費	216,346,000	212,783,326	0	3,562,674	3,562,674
2 営業費用		124,935,000	122,473,953	0	2,461,047	2,461,047
	1 保険料	2,392,000	2,389,543	0	2,457	2,457
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶備船料	57,356,000	56,342,506	0	1,013,494	1,013,494
	4 航路付属施設費	1,071,000	721,080	0	349,920	349,920
	5 店費	64,115,000	63,020,824	0	1,094,176	1,094,176
3 財産費		27,004,000	27,000,000	0	4,000	4,000
	1 普通財産費	27,003,000	27,000,000	0	3,000	3,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		13,681,000	7,277,400	0	6,403,600	6,403,600
	1 営業外費用	13,681,000	7,277,400	0	6,403,600	6,403,600
5 公債費		76,819,000	75,944,755	0	874,245	874,245
	1 公債費	76,819,000	75,944,755	0	874,245	874,245
6 予備費		431,000	0	0	431,000	431,000
	1 予備費	431,000	0	0	431,000	431,000
7 前年度繰上充用金		10,661,000	10,660,971	0	29	29
	1 前年度繰上充用金	10,661,000	10,660,971	0	29	29
歳出合計		617,390,000	586,832,463	0	30,557,537	30,557,537

認定第6号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥188,467,839
 歳出決算額 ￥190,312,185
 歳入歳出差引額 ￥-1,844,346

平成22年8月25日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度簡易水道事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥188,467,839
2	歳 出 総 額	￥190,312,185
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥-1,844,346
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥1,644,000
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥1,644,000
5	実 質 収 支 額	￥-3,488,346
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額10,696,346円。このため翌年度繰上充用金10,696,346円で歳入不足を補填した。

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		40,133,000	28,618,310	27,598,602	0	1,019,708	△12,534,398
	1 営業収入	40,133,000	28,618,310	27,598,602	0	1,019,708	△12,534,398
2 財産収入		1,000	6,237	6,237	0	0	5,237
	1 財産運用収入	1,000	6,237	6,237	0	0	5,237
3 繰入金		133,582,000	117,513,000	117,513,000	0	0	△21,069,000
	1 繰入金	138,582,000	117,513,000	117,513,000	0	0	△21,069,000
4 国庫支出金		28,950,000	28,950,000	28,950,000	0	0	0
	1 国庫補助金	28,950,000	28,950,000	28,950,000	0	0	0
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 雑収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
7 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 村債		14,400,000	14,400,000	14,400,000	0	0	0
	1 村債	14,400,000	14,400,000	14,400,000	0	0	0
歳入合計		222,070,000	189,487,547	188,467,839	0	1,019,708	△33,602,161

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 簡易水道事業費		134,235,000	103,504,860	11,739,500	18,990,640	30,730,140
	1 営業費	134,235,000	103,504,860	11,739,500	18,990,640	30,730,140
2 公債費		72,170,000	71,144,085	0	1,025,915	1,025,915
	1 公債費	72,170,000	71,144,085	0	1,025,915	1,025,915
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		15,664,000	15,663,240	0	760	760
	1 前年度繰上充用金	15,664,000	15,663,240	0	760	760
歳出合計		222,070,000	190,312,185	11,739,500	20,018,315	31,757,815

認定第7号

平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥48,270,580
 歳出決算額 ￥48,085,781
 歳入歳出差引額 ￥ 184,799

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥48,270,580
2	歳 出 総 額	￥48,085,781
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥184,799
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥184,799
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		8,599,000	7,679,515	7,475,047	0	204,468	△1,123,953
	1 下水道収入	8,599,000	7,679,515	7,475,047	0	204,468	△1,123,953
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		40,242,000	40,242,000	40,242,000	0	0	0
	1 繰入金	40,242,000	40,242,000	40,242,000	0	0	0
5 繰越金		553,000	553,533	553,533	0	0	533
	1 繰越金	553,000	553,533	553,533	0	0	533
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		49,398,000	48,475,048	48,270,580	0	204,468	△1,127,420

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		12,148,000	10,838,981	0	1,309,019	1,309,019
	1 下水道事業費	12,148,000	10,838,981	0	1,309,019	1,309,019
2 公債費		37,249,000	37,246,800	0	2,200	2,200
	1 公債費	37,249,000	37,246,800	0	2,200	2,200
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		49,398,000	48,085,781	0	1,312,219	1,312,219

認定第8号

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥27,725,155
 歳出決算額 ￥27,651,357
 歳入歳出差引額 ￥ 73,798

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥27,725,155
2	歳 出 総 額	￥27,651,357
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥73,798
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥73,798
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,866,000	5,022,332	4,882,614	0	139,718	16,614
	1 下水道収入	4,866,000	5,022,332	4,882,614	0	139,718	16,614
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		22,511,000	22,511,000	22,511,000	0	0	0
	1 繰入金	22,511,000	22,511,000	22,511,000	0	0	0
6 繰越金		332,000	331,541	331,541	0	0	△459
	1 繰越金	332,000	331,541	331,541	0	0	△459
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		27,713,000	27,864,873	27,725,155	0	139,718	12,155

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 漁業集落排水事業費		15,644,000	15,590,227	0	53,773	53,773
	1 漁業集落排水事業費	15,644,000	15,590,227	0	53,773	53,773
2 公債費		12,068,000	12,061,130	0	6,870	6,870
	1 公債費	12,068,000	12,061,130	0	6,870	6,870
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		27,713,000	27,651,357	0	61,643	61,643

認定第9号

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥5,307,272
 歳出決算額 ￥4,912,938
 歳入歳出差引額 ￥ 394,334

平成22年8月25日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成21年度農業集落排水事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥5,307,272
2	歳 出 総 額	￥4,912,938
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥394,334
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥394,334
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		516,000	526,900	526,900	0	0	10,900
	1 下水道収入	516,000	526,900	526,900	0	0	10,900
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		4,556,000	4,556,000	4,556,000	0	0	0
	1 繰入金	4,556,000	4,556,000	4,556,000	0	0	0
6 繰越金		224,000	224,372	224,372	0	0	372
	1 繰越金	224,000	224,372	224,372	0	0	372
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		5,301,000	5,307,272	5,307,272	0	0	6,272

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 農業集落排水事業費		2,990,000	2,608,328	0	381,672	381,672
	1 農業集落排水事業費	2,990,000	2,608,328	0	381,672	381,672
2 公債費		2,310,000	2,304,610	0	5,390	5,390
	1 公債費	2,310,000	2,304,610	0	5,390	5,390
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		5,301,000	4,912,938	0	388,062	388,062

一番最後に関連資料を添付しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．認定第1号 平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

3点ほど、ちょっとお聞きしたいと思ひます。一般会計の平成21年度の決算でございますけれども、執行率が何と85%。非常に悪い率でございます。そこで、非常に少ない予算でございますけれども、1億4,000万円も剰余金が出るというのは、執行が非常に悪いような感じがあります。どういった要因でこうなったのか、おおまかな説明をお願いしたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。確かに今回、実質収支が約1億4,000万円ということで、かつてないほど剰余金が出過ぎた感がございますけれども、要因は多々あると思ひますが、まず歳出については予算の執行が余りかんばしくないということで、不要な予算が計上されたとは思わないんですけれども、逆に言えば不要な歳出を抑えたのかなと考えています。歳入の面でなんですが、地方交付税の中の特別交付税が予算計上1億5,800万円計上してあったんですけれども、3月の交付決定が実は2億3,000万円ありまして、私たちが考えていた以上に特別交付税を手当していただいたという、歳入が多く入ったという要因もあるかと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

では、歳入の増につながったと解してよろしいですね。

それから、繰越明許費でございますが、1億1,500万円の繰越明許費が計上されているんですが、これはどうして執行できなかったのかお聞きしたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。繰越明許費につきましては1億1,500万円余りということで、かなり金額になっているんですけれども、これはですね実は国の経済対策に伴うものがほとんどです。確定したのが年が明けてからということで、執行的に工期も短かったですし、なかなか対応できないということで、かなり大きな金額が繰り越しになっていますけれども、これについては国の経済対策に伴う事業の部分であります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この要因としましては、やはり経済対策事業の交付金の決定が遅れたためと解してよろしいですね。わかりました。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

3期12年の最後の9月定例会でございますので、先ほど同僚議員が一般質問したんですけれども、出さないでおこうと思ったんですけれども、決算の中で、質疑しますので、よろしくお願ひします。先ほど村税のいわゆる歳入決算だと思ひますけれども、確かに平成21年度は増にはなっておりますけれども、よく見ると収納率が平均81.8%なんです。これは低いですよ、沖縄県で。その中でとりわけ固定資産税の収納率が77.8%なんです。総務課長、間違ひないですか。そういうことで、いわゆる足を引っ張っています。固定資産税が。今後の徴収についてですね、前年度分と滞納繰越分、これについて一言でいいですから、今後の取り組み。徴税体制というんですか、それをよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。固定資産税についてなんですけれども、座間味村の特徴として滞納繰越分の調定が非常に大きいです。例えば平成21年度の決算で申しますと、現年分3,500万円に対して滞納が過年度分で1,200万円も調定があるということで、これは今までの滞納分がかなり積もってしまった結果になっておりますけれども、ただ担当のほうとしましてはですね、県税とのタイアップであるとか、共同催告、共同臨戸ということで、いろんな対策をとりました。

それから、平成20年度には町内での徴収対策チーム等を立ち上げて、収納、滞納繰越分の固定の収納においては、率にすると43%ということで、滞納の徴収率にしては県内でも高い率を上げてはいるんですけれども、何分にもこれまでの積もった滞納が大きいということで、非常に危惧しているところであります。今年度についてもですね、引き続き徴収対策チーム、今回最終年度になるんですけれども、引き続き徴収に厳しく対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

本村の場合過去10年を見たら、特に固定資産税の大口が足を引っ張っているんです。これは過去の村長ですけれども、いや、これは営業するために余り直接も行けないと。余り差し押さえをしてはいけないということがあったんですよ。今はそうじゃないでしょう。今は国税事務所なんか家の中に入って差し押さえしているんですよ。それぐらい厳しくやっていますので、本村の徴収体制をもう少し強化して、これは別の水道関係にも言えますけれども、話を聞いたら10年以上も座っているということもありまして、だからといって水道を切るわけにはいかないでしょう。そういうことがありますので、ひとつ不納欠損にならないように、これは本村でいうと5カ年間請求書を出さないと不納欠損になりますよ。水道は3カ年でしょう。そういうこともありますので、ひとつですね、ますます強化してください。これは私たちが最後にして強くお願ひをしておきます。

それから、今、同僚議員からありましたけれども、交付税が8,000万円ふえていますという話でしたが、すばらしいことですね。これは高く評価したいと思っております。今のお話を聞いたら増によるということなんですけれども、今後、ちょっとお伺ひしますけれども、この交付税はですね村長、右肩上がりになるんですかということです。というのはですね、過去の話をしましょね。平成11年は9億3,000万円だったけれども、平成12年、平成13年、平成14年は、いわゆる平成15年から平成17年、平成1

8年のあの公共工事、仲村前村長の時分に始まったでしょう。それはインフラ整備のために、ずっと下がっていったんですよね、逆に。そしてそのころに、平成18年ぐらいにまたあれでしょう、実質公債費比率というのが出てきて、それで評価を出したのが座間味村ワースト4。日本でですよ。30.7%というのがあったでしょう。あれでもあったし、これに対してですね今後、財政健全化法も出ておりますが、それも含めてですね村長、よろしくをお願いします。財政健全化の話。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。最初にまず財政健全化の話でございますが、財政の健全化に関しましては、財政の健全化に法律というのが7年前に施行されまして、それから私たちの指標に新たな指標が出てまいりまして、実質公債費比率という指標でございます。その指標が全国のワースト4位になってしまったということですが、ただいま公債費負担適正化計画を平成20年度にたしか計画をつくりまして、財政健全化計画を平成21年度に策定をさせていただきました。それで、その計画でいきますとあと2年後には、平成24年度の決算からは、どうにか25%を切る計画になっております。この要因はいろいろございますが、平成4年、平成5年、平成6年あたりから大型公共投資をいろいろさせていただきました。下水道であったり箱物が多かったと思いますが、それらの償還が2年前からどんどん償還が終わってきているということも含めて考えますと、2年以内にはある程度の健全化団体から脱却することができるんじゃないかと考えております。

交付税に関しましては、時の政権あるいは社会情勢、経済情勢によって変化をすることになるかとは思いますが、交付税に関しますと平成14年あるいは平成15年あたりが一番どん底だったと。交付額、座間味村でいいますとですね。どん底だったと思います。

それから離島であったり、あるいは過疎、辺地。そういう優遇されている環境。それから雇用の創出とか、いろんな項目がふえましてですね、国の政策として。その中で座間味村におきましては平成15年、平成16年あたりから少しずつ微増してきている環境にはあります。今回、平成23年の交付税に関しては平成22年度をベースにするというような話が出ておりますが、先日、また続投が決まりました菅総理大臣の周りの話を聞きますと、財政規律を行っていきますよという話をいろいろ出てきておりますので、予断を許さない状況が座間味村、座間味村といいますか全体の交付税の流れだと考えております。したがってして新年度の予算編成も含めてですが、とにかく厳しく歳入を見積もって予算編成をしていくということに尽きるのではないかと考えております。また情報が入り次第、交付税あるいは財政の状況に関しましては情報を提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、よくわかりました。次にですね、同僚議員や金城議員から不用額が1億円余っているということなんですけれども、これについてですね、弱干。これですね執行率を見ても、特に土木費とか、こういうのが足を引っ張っていますよね。衛生費とか、民生費。これなんか見た場合、余り細かいものだから我々は分析できないんですけども、どうも去年もそうでしょう、いろいろとあったんです相当。改善されていませんよ。総務課長、これも指摘したんじゃないですか。特に平成21年度の決算においては、今年は1億円余りでしょう。不用額を出したということは、口は悪いんですが全然どんぶり勘定したんじゃないかと言わざるを得ない。そうも思いたくなりますよね。総務課長、コメントしてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

予算の際にはですね、それぞれ皆さん見積もりをちゃんと積算根拠を持ってきて、積算するわけですけども、やはり執行に当たっては工法の変更だったり、いろんなことが起こります。それで実際の予算より執行段階に至って見積もりをとると、その予算よりはるかに安く済むということもありまして、不用額が出てしまったわけなんですけれども、ただ仕事をしなかったということではないという認識をしています。ただ、今後の反省としては、やはりこういうことがわかった時点ですべていいですか、予算の減額をするなり、また需要があるところにそういう予算を振り向けるということをしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、これは毎年同じ話をしていますよ。だから、我々は去る者だけでも、消えていくだけでですけども、言いますけど、最後にですね、これは議員必携にもありますよ、皆さんは本日の認定、これを無視、軽視しているんですよ。割愛しますけれども、決算審査はですね、いいですか、聞いてくださいよ。ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種指導ありますでしょう。基づいてその行政の効果や経済効果を測定し、住民にかかわって行政効果を評価する極めて重要な意味を持つものであるし、本日のこの認定書は。だから、皆さん終わってしまったからいいというものじゃなくして、これから来年の後年のために、もっとこの資料を勉強して、あの細目別を見てくださいよ。あれを見た場合、皆さんは改善した、1割減した、10割減したと言うけれども、まだ改善されてない。旧態依然としてありますよ。私はよく見えていますから。毎年比較していますから。そういうことで、ぜひ今の私の訓示を来年に生かしてください。

あと1点ありますので、同僚議員が待っていますので、あと1点は先にやります。よろしくお願ひします。これで今の私の質問は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同じように不要額が余りにも多すぎたというのは、こういうふうになれば喜ぶというものでもなくて、確かに総務課長、調整官が後から交付金の決定が来たがために多くなったということもありますが、59ページの清掃費の中で、塵芥処理費の中で13節委託料の不用額が618万7,980円というのがあるんですけども、なぜこれだけ委託料が不用がふえることがあったのか、その辺の説明ができる方がいれば、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

委託料の件ですけども、これは那覇市と南風原町に委託はしているんですけども、最初の見積もりはごみを250トンで計算したんですけども、実際、ごみが170トンしかありませんでしたので、600万円の減となっております。それに伴いまして、上のほうに役務費もありますので、これは船の運搬賃とか、船の回数が少ないものですから、それも減少しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今250トンの予定が170トンということですが、この250トンという根拠といいますか、これだけ出るんだという根拠。それまではそれぐらいあったのか、それをもとに算出はしてあるのですか、その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この250トンというのはですね、平成19年度、平成20年度の実績がそうなったものですから、そのように計算したんですけれども、実際に運ぶとなると、今回はごみが少なかったということになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では、これは前の環境衛生課の時代から大分努力してごみを減らしたと。住民も含めて分別して減らした結果なのか、たまたまそうであったのか、という予測はつかないわけですね。実際に溶融炉で処理していたのがそのぐらいあったのかどうかですよ、問題は。それと、多分搬入廃棄物の処理もそこに入ってきているんじゃないかと。要するに鉄くずとか、その辺も前は放置自動車を何回か委託して運んでいますよね。その中でそれが250トンになってきたんじゃないかなというのがあるんですが、その辺はいかがですか。前の環境衛生課長のほうがその辺はよく知っていると思いますので、会計課長、ちょっと。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまのごみの処理場の件ですけれども、先ほど産業振興課長がおっしゃったように250トンという数値はですね、過去の平成19年度、平成20年度に那覇のクリーンセンターへ運んだ実績数値で予算を組んでおりました。ところが、去年がじゃあどうだったかといいますと、事業所系のごみの持ち込みがかなり減っているんですね。そういうことで相当不用額が出ております。要するに産業廃棄物とか、ほかのごみについては、これとは別個の予算を組んで処理をしていますので、これは那覇のクリーンセンターで処理できるごみですね。それだけの量です。要因としては観光客の少なかったのが要因しているのかというようなことで今分析をしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これが減った分はいいんですが、原因として観光客の数が減ったからというのは、ちょっと素直に喜べない結果といいますか、なりますので、できるだけ総務からもお願いしたらどうかと思うんですが。例えば不用なダンボールとか、わけのわからないぐらい梱包して来るのが、荷物がいろいろありますので、そういうのも逆に言えばお願いして向こうで外してもらえるぐらいのことをやったらもっと減るんじゃないかなと。客はどんどん入ってきて減るんじゃないのかなという感じがしていますが、その辺はまたちょっと今後の対策です。エコということで、この島にはごみは持ち込まないでくださいということでキャンペーンをしてはいかがかなと思っております。次に林業振興費の中、64ページなんですけど、320万円も余っているんですけど、賃金が143万5,960円、需用費が128万3,462円と不用額があるということは、これは林業の、多分これは造林の事業のことじゃないかなと思うんですが。造林事業、多分これは補助金

入ってるでしょう。補助金も入っていて、これだけ仕事をさせていない、賃金を払ってないということは仕事をさせていないということになります。私はそう思うんですが、どういう事情でこれだけの賃金が余ってきたのか、それをちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

林業振興費の不用額についてですけれども、当初、造林が例えば20ヘクタールだったら20ヘクタールを計画していんですけども、実際ですね、それが15ヘクタール。面積が減ったんですよ。それには人夫が高齢化に伴っているものですから、それだけ事業ができなかったということが要因で、この金額が余っている要因です。要するに計画面積より実数が少なかったということです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに高齢化して働く人が少なくなっている、それはわかりますよ。でも実際、阿佐、座間味、阿真と下作業ですか、草刈りとかいろいろやっていますよね。そういう人たちを見たら、かなりいると思うんです、私から見たら。まだまだ減っていないと。座間味はやる場所がないと今おっしゃいましたけれども、前の議会でも話しましたが、阿嘉はやる人が確かに少なくなっています。でも、鹿等の問題があるから、とにかく造林も入れてくれということを私は申し上げたことがあるんですが、要するに何で向こうにこうやって向いて、振り分けて使ってくれないかなと。これだけ手に余らすというのはもったいないですよ。皆さんは仕事をくださいって言っているんですから。そういうふうにして計画は、ここはこれだけ、ここはこういうものにしましょうという、もっと細部にわたった計画にしないと、ただ面積がなくなりました、高齢化しました、だから余らせましたでは何のために、さっき同僚議員もどんぶり勘定でやっているんじゃないかと言われてもしょうがないですよ、これは。予算は執行できる可能性がなければ、予算をつくる必要はないと私は思う。逆にね、予算はつくっておいて執行しませんよと、何のために予算執行しないで黒字になりました。これは喜ぶべきことではないですよ。事業の計画の甘さがここに露呈しているようなものですからね。この辺は毎回申し上げますように、ちゃんと計画したら執行する。だってこういう計画がありますと議会で皆さんは、ああ、そうですか。じゃあやってくださいということで認定されるわけですから。取ってもらうわけですから、それを「はい、執行できませんでした」と、またここで同じようなことを言われるとなると、これはおかしい話ですから。予算の執行も含めて計画づくりですね、細部にわたってここがどうなる、何とかな、どういう予算を使って早く仕事をするのが住民の生活に直結するかということをとにかく考えてくださいよ。私、同僚議員何名かも同じことを言っていますけれども、雨が降ったら通れない道路。年寄りの家の前の道が、雨が降るたびに水たまりになって、家から出られないと。そういうところは予算がないからできません、こんなところに執行できない予算をつけて余りましたと。だからあっちには予算がなかったんですよという話は二度としないでください。これをはっきり申し上げます。ちゃんと細部にわたって、住民が何を望んでいるかを考えて予算づけ、計画をしてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

先ほど宮里順之議員からも御質問のあった部分ではあるんですが、徴収の件ですね。徴収対策の取り組みについて、今後何か新たなことがあるのか。あと継続して徴収対策チームを続けていくのかどうか。新たな

取り組みというのは、数年前に県のほうから併任辞令で職員を呼んだことがあると思いますが、それも今後あるのかどうか、それをちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。徴収対策チームについては一応今年度で3年間の予定は完了します。特に新たな取り組みというのはないんですけども、これまでの対応を含めて、それぞれで徴収を頑張らせていただくということと、あと徴収の状況を共通して情報として持っておくということが肝心だと思います。

それから、県とのタイアップなんですけれども、今年度も県税事務所の協力を得まして、短期併任の職員が月に二、三回来ることになっておりまして、あとは県のほうが村にかわって徴収するというシステムがあります。それは何かといいますと、座間味から例えば村外に転出された方が滞納されている場合には、ここから旅費を使って職員が対応するというのは大変なものですから、かわって県税事務所が戸別訪問して徴収していただくということが計画されております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。続いて10ページです。関連する質問になるんですが、去った6月議会で口蹄疫の件で私は質問をいたしまして、シーズンに入る前にぜひ水際対策としてフェリーと高速船の乗り場のはしけの手前のほうに消毒液を置いて、必ずそこで消毒液に足を浸して乗るような取り組みをしてくださいということで、シーズンに入る前にお願いしますとお願いしたんですが、実際、それはやっていなかったと。それはどうですか、課長。あれはやりましたでしょうか、消毒に関しましては。はしけの手前で。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

口蹄疫のものはフェリーとクイーンは実施いたしました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

すみません、その辺の情報がちょっとなかったものですから、やったのか、やっていなかったのかという部分の質問になります。では、実際それは行ったということによろしいですね。わかりました。すみません。では以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

宮平担当課長、63ページをめぐってください。農業振興費の14節使用料及び賃借料773万1,441円の内訳を伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。使用料の内訳です。この使用料についてはですね、農山村の公園とか、その広場でありまして賃借料で払っております。そのうち681万6,428円は大浜の土地代となっております。残りが阿佐、阿真、慶留間、北浜の農山村の土地代です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

確認しましょうね。773万1,441円のうち、681万6,828円は大浜の土地の支払ということですか。そこで、ここの平成21年度の決算にはこれは出てこないんですけども、調べたらわかりますけれども。この大浜地区の収支決算、平成21年度にどれだけ入って、どれだけ出たと。土地代がどれだけ出たということをはっきり言ってください。その資料も提出してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

後で資料を上げますけれども、一応数字を報告します。大浜が歳入が58万円、歳出が73万3,119円、土地代が別に681万6,428円です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは大変なことなんですけれども、これはあれですか。平成21年度にこれだけ出たんでしょう。では確認しましょうね。同地区の運営状況は出たのが73万円余り、入ったのが58万円。赤字ですね。それで、この681万6,000円ということについて、これは一体681万6,000円というのはどういうものなんですか、何名の地主でどういう経緯で、この莫大な681万円になったんですか。詳しく具体的に聞かせてください。その経過、経緯。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

土地を賃借している地主は10名います。10名いてA業者、B業者が例えば今いるとします。これが敷金、礼金とかそういう契約がなくてですね、その事業者に約300万円ぐらい支払っております。その他は、2人いるんですけども、土地代が6カ年分、相続がわからなくて6カ年間保留しておりましたので、それを払っております。そうすると、定期的に年度ごとに払う金額が202万3,620円です。それ以外に余分なものが400万円出て681万6,428円となっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

すると、これからは1年間、この土地代が200万円余りですか、そしてそれに歳入歳出をした。歳出はほとんど出てきますよね、電灯料とか光熱費とか。それを管理しているから人件管理ですけども、これは村長、大変なことですよ。だれがつくったということではなくて、今現実の問題として。毎年ですね223万620円出て、そしてさらに今あの施設は完全に遊休化していますよ。しろありも入っていますよ。これを私が調べたら、この事業は平成15年度に整備されたものです。そのころに。現在は職員による直下経営みたいになっていますよ。我々は途中で指定管理のあれもやったし、これも身内になるとか言っていたけれ

ども、本人はできない。まさにこれは今施設悪い。もう大変ですよ。どうしますか。200万円出していますね、10年で2,000万円になるんですよ。村長が公債費で下げるなんて、適正化なんて言っても、こういうのが引っ張るんですよ。直接は出ないかもしれないけれども、出てくるんですよ、こういうのは。これの半分は公債費から出ているんですよ。借金もあるんですよ、村の。これは難しい話、あんたはいい。村長に言いますが、どうしますかこれは。稼働する体制をつくっていかないといけないですよ。私は過去のごとは聞きません。大変な赤字になっているんですよ。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問といえますか、御指摘でございますが、本当にそのとおりであると思います。さらに、これに関しましては公債費もちろん入ってきますので、相当な一つの施設の収支という形で言いますと、相当な赤字を計上しております、これはやはり財政の健全化に関して足を引っ張っていることは認めざるを得ない事実だと認識をしております。しかしながら、つくってしまっておりますという表現はおかしいかもしれませんが、できている施設でございます。私の村政の考え方としても、既存の公共施設の有効活用というのを一生懸命うたっておりますので、ぜひこれに関しましては庁内ではもちろんのこと、議員の先生方の御意見も拝聴しながらですね、これからの適正な運営ができるのかどうか。あるいは運営の形態のあり方というのも含めまして勉強をさせていただきたいと考えております。平成17年に策定しました楽園ざまみプロジェクトという計画の中でもですね、大浜の有効活用ができないかということで、一生懸命勉強させていただいた過去は私が職員の時代でございますが、なかなか阿真のコテージのような、お客さんが入る環境にないという状況がありますので、これから一生懸命、遅きに失しているのかもしれませんが、勉強させていただきながら、できるだけ赤字が出ないような環境をつくっていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、私はさっきも言ったんだけど、過去は問わないといったんですけども、しかし、過去を知らないとだめです。それで、同地域はですね、きのう名簿を見たら10何名です。そして、これは測量もされています。山も道路も。課長、すみませんけれども、どの業者にこの測量をさせましたか。あの10名ようやくできたでしょう、それをさかのぼってあなたは追及して、700万円払ったというでしょう。この測量はだれにさせましたか。確定した、教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

すみません。測量については、今はちょっとここに資料がないので、後で調べて報告したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私はここ以外は質問しませんけれども、これをほかの地域資源活用総合促進事業とか体験滞在型事業、そういうものでやっていますよね、阿真もそうです。北浜もそうなんですよね。だから、これはもう大変ですよ。どんどんつくる場合にはウツサクワターして（非常によるこんで）、どうですか、惨たんたるですよ。

今は、西浜なんかもそうでしょう。完全にあの展望台はだめですよ、だれも上がりませんよ。艇庫も利用されていますか。そういうことで、やめながら本当に、これこそ後ろ髪を引かれる思いでありますよ。だから、そういうことでありますので、同地区の直営運営でも早く指定管理の利用もできたでしょう、村長。これも早くできたから、どの業者かに管理させて、そして同施設が適正に稼働されるように、儲かるように。今は300万円ぐらい出ていますからね、出ますから毎年。これ以上上げるように。みんなで一緒に真剣になって考えないと、また大変になりますよ、また。あなたの命取りになるかもしれないよ。だからそういう覚悟をしてやらんと。途中で申し上げますけれども、古座間味あたりにあの施設があったら、気軽に行けたんですね。あれも前の方々の、前の村長の考えですから問いませんけれども。古座間味にあの施設があったら、すぐに利用してますよ。ビーチもあるし。ついでに申し上げますけれども、大浜のビーチがあるでしょう、200メートル。あれはプライベートビーチですよ。あれを利用して何かさせたらいいですよ、1回。とにかく目的外でもいいですよ、収入は。もうからないと大変ですよ、村長。

ひとつね村長、頑張っって先につくった施設が利活用できるようにですね、300万円以上上げるように一丸となって頑張っってください。この件については終わります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘ありがとうございます。本当に今回の御指摘ですね、真摯に受けとめて庁内全体でこれからの方向性を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。本日はありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

予算書についての質問ではないですが、私が6月定例議会で一般質問を出してました土地の評価について、価格について質問を出しましたが、あいにく出席できないで流れたわけですよ。きょう、ちょっとこれを聞いておかないと心残りがありますので教えてください。阿嘉の港の近くは土地の評価が変わりましたね。価格が。以前は阿嘉区では4班、5班のところ为中心ではなかったかと思ひます。この港近くの土地が非常に上がっていますね。それはいつごろ上がったか教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。御存じのように、固定資産税というのは3年に1回評価替えがありまして、平成18年に、近々では平成18年度に評価替えがありました。これが反映されるのが平成21年度分からということになります。今、阿嘉島における基準値が字阿嘉141番地になっていますけれども、特に宅地においてはですね、その場所場所において評価額の差が生じているところがあったようです。それがあつるものですから、ちょっと専門的な言葉になるんですけども、宅地に係る負担調整措置というのがありまして、負担水準が低い宅地については、周りとの均衡を図るために毎年ポイントを上げていっているようです。ですので、

要するに周りとの均衡を図るために、評価替えのときにそれを調整していくということで、評価が高くなっているところがあるようです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

以前から、これは何カ年に1回ぐらいは評価が、査定が変わるということは大体聞いてはいましたが、ではそうしますと、阿嘉だけではなくて村一円に。国や県の方針でもってこれはやられるわけですね。私が聞きたいことは、要は変わった場合はですね、住民にそれを知らせてほしいんです。いつごろからこの土地の価格は変わりましたと。そしていつごろから何月分の固定資産税からは上がりますということ、広報なりで披露してくれれば、わかってだれも文句も何も言いませんよね、村長。急に上がってくるものですから、なぜそんなに土地が上がってくるのかと。例えば私らの2班の地域は、港ができたために、ここに大きな民宿なんかが進出してきましたね。いわば商業地域と呼ばれざるを得ないような土地になってきたわけですよ。ですのでそのために上がってきたのか、誤解が起きるわけですね。ですので、これはそうしますと、例えば商業をしている人なんかは上がっても、これはあきらめがつく。あきらめといたらおかしいけれども、納得がつくんですが、この一般の人たちの土地も上がっているわけですよ、ちょっとぐらいは。そういう人たちに対しては非常に気の毒というのか、昔からの土地なのに、なぜそんなに上がってきたのかというように考えざるを得ないわけですね。ですので、そういうところも納得のいくような説明を、例えば部落総会あたりで、世の中の状況がこのようになりましたと、御了承くださいということ、ひとつ部落の常会あたりで連絡してください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

御指摘のとおり、確か評価替えのあった年度には、それなりの通知をすべきだったと反省をしております。また家屋の税の場合もですね、5年間は軽減措置ということで半額が軽減されていますけど、やはりたびたび5年を過ぎると急に上がるものですから、どうしてなんだろうという御指摘を受けていることもありますので、その辺のところも反省してですね、納税者にはちゃんとした対応をしたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成21年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって平成第21年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 8. 認定第 2 号 平成 2 1 年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 2 号 平成 2 1 年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第 2 号 平成 2 1 年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 9. 認定第 3 号 平成 2 1 年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○ 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 3 号 平成 2 1 年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第 3 号 平成 2 1 年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 1 0. 認定第 4 号 平成 2 1 年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

担当課長、4 ページ。この 2 款の連合納付金ですね。これの資料を後でいいですから、資料をお示ください。これは私のお願いです。

次にいきます。それから保険料です。後期高齢、私もまさしく今年から払わされていますけれども、何十万とって。収入済額が 505 万 9,893 円という、いわゆる保険料が本村は収入されておりますけれども、収入未済額も出るといってまますけれども、これについて何名ぐらいで、それぞれ、その状況ですね。不納欠損も収入未済額もないということですが、御説明ください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。後期高齢者医療に加入なさっている受給者の数は、今現在で 148 名となっております。前年度は確かに滞納がございましたが、平成 21 年度に関しましては滞納者はなしとなっております。

平成 20 年度からこの制度が始まりまして、特別徴収と普通徴収に分かれておりますが、特別徴収の方は御存じのように年金から引かれている状態でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

来年度からこの制度は廃止されるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。マスコミ等で話題になっておりますように、この後期高齢者医療のほうは平成 24 年度をもって廃止することになっております。平成 25 年度からは、新しく医療制度が決まりまして、どのようになるかはまだ具体的に決まっておりますが、廃止の方向になっております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これは御年寄りを 75 歳で選別したというのは、まさしく悪法ですよ。年寄りいじめ。うば捨て山に行けというような感じになりますので、あなたの力ではどうにもできないと思うんですけれども、今の民主党の総理大臣も一昨日誕生しておりますので、あなたからも電話を一本入れて、ぜひこの後期高齢者医療制度が廃止される、解約するようお願いをしたいと思っています。以上、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに、進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成21年度座間味村後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成21年度座間味村後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これで午前の部を終わります。

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開いたします。

日程第11. 認定第5号 平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

1点ほどお聞きしたいと思います。決算書の1ページでございますけれども、収入のほうに予算額では6億1,700円余りの計上なんですけれども、収入済のほうがこうあって、大分入っていないものがあるんですけれども、これはどうしてこうなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

入っていないのはほとんど貨物と自動車航送の未納ですね、それが一番大きいです。合計で400万円余りの未納と。これも毎年同じ、例年過年度徴収で、わずかではあるけれども徴収が大分よくなって、前のものからいただいている。去年は過年度分がたしか480万円ぐらい徴収いただいたと思います。徴収の際に支払いがないと船積みしないと申していますので、それでその効果が現れてきたのかなと。

○ 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

よくわかりました。昨年度は例えば台風等の影響で人を運ぶのに影響があったかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問にお答えします。10月以降、台風ではなくて例の全国的にインフルエンザが発生しまして、ほとんど団体客が10月以降からお客さんが入りますので、ざまみ・21で予約を受けただけでも約

3,000名から4,000名のキャンセルはありました。全体的に約7,000から8,000余りのお客さんがその理由でキャンセルになっています。それが主な歳入不足の中にも入っています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の説明でよくわかりました。特に船舶におきましては、大変非常に努力しなければいけない。船は人が多く乗らないとお金が入ってこないものですから、普通の一般会計等とは非常に違うわけです。だからその努力の上で大変ご苦勞なさっていると思うんですけども、今度から委員会等もつくっておりますので、ますますいいように努力してもらいたいと、このように思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、19ページ。これも一般会計と一緒に不用額が3,055万7,537円と出ておりますけれども、これも毎年それは上がっていますよね。これは実践できないの、それとも不要不求の予算なのか。特に船員の予算は複雑で我々はよくわからない。目に見えないものが多いから、これは積み重ねのあれなんですけれども、多岐にわたっていることだから。3,055万7,537円というのは不用額としては多いと思うんですか、少ないと思うんですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

多い少ないですから、航路会計としては多いほうだと。ただ、どうしてもこれまで4年間赤字ですので、これをどうしてやるかということで、一番大きいのが燃料のほうで1,400万円の不用額が多分出ていたと思うんです。これは今また徐々に上がってきたような傾向があるんですけども、当初、リッター119円。ちょうど2年前ですか、3年前。あったのが今は70円台。8月31日現在で65円台にまた落ちたんですけども、今は変動が上がったり下がったりしているものですから、どうしても本来はおっしゃったとおり、歳出予算額計でそれをチェックしてですね、減を本当はやるべきですけども、できるだけ不用額が少ないように処理していきたいと思います。どうもありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

よく頑張っていると思います。特に歳入。特に滞納分なんかも課長は部落中回って、汗水を流して回っていることも私の耳に伝わっております。ひとつ頑張ってください。それで平成21年度決算は不足額が2,900円出たんですよね。これについてですね、いわゆる繰上げ充用金で歳入、歳出を補てんしたということなのか、もう少し詳しく教えてもらえますか。冒頭にも書いてありますよね、これをもう少し説明して、ちょっと教えてください。最初ですよ。書いてあるんじゃないですか、最初に補てんしたと。繰上げ充用です。マイナス2,900万円。これをもう少し詳しくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質疑、これは前年度、要するに平成20年度繰り上げ充用。6月の議会で…。

- 議長（宮平秀保）
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

- 議長（宮平秀保）
再開いたします。

金城英隆会計課長。

- 会計課長（金城英隆）

会計課のほうよりお答えをいたします。この赤字の補てんの部分につきましては、6月11日の定例議会のときに専決処分の承認ということで、議案第27号で専決処分をしたということで、議案を提案しております。それによりまして5月の31日をもって赤字の分は全部補てんをしてありますので、翌年度は繰り越してできませんので、それで処理をしてあります。

- 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

- 1番（宮里順之議員）

会計課長、ありがとうございます。了解しました。わかりました。

- 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

- 3番（金城善昇議員）

5ページなんですけど、これは歳出の項目の中をちょっとお聞きしたいんですけど、養缶水費というのがあるんですけど、これは多分、那覇で水を補給したりとか、そういうものだとは思いますが、これはトン当たり幾らで購入の契約がなされているんですか、この辺、ちょっと教えてもらっていいですか。

- 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

- 公営企業課長（野崎 康）

たしか716円だったと思います。

- 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

- 3番（金城善昇議員）

その下に港費とあるんですけど、これは船の発着の要するにバース料ということですよ。これはそのバース料はどこに納めているんですか、那覇市ですか、それとも沖縄県ですか。

- 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

- 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。那覇市のほうです。これはトン数で計算されるみたいです。

- 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

- 3番（金城善昇議員）

これだとかかなりのお金を払っていることになるので、要は、そういうものを同じ、多分これは那覇市から水を買って、港もそうしているんで、交渉してもっと安くできないかということなんです。まさか港に入

れるわけにはいかないものですから、浦添に行くわけにはいかないものだから、どうしてもそこにしかとめられないので、だから離島航路の人たちがみんな集まって、那覇市と交渉してもうちょっと安くしろと、半額にしろと交渉してもいいんじゃないかなと。私はいろんな意味で港で発着料をとって、とまりんにもうちは出資していますよね、だけど雨が降ってもフェリーまで濡れてしか行けませんよね。何の設備もしてくれないのに、これだけお金をとるのかということでもちょっと交渉してみてくださいよ。この間、私は那覇市のその離島関係の港の関係の議員とちょっと会って話をしたら、やはりこれは那覇市が傘をつくるべきだという話になっているんですよ。その運営委員会の中で。だから離島は非常に弱い立場なので、その辺も含めて、これだけお金をとるんだったらちゃんとしてくれということをお話してしてみてくださいよ、村長。

あと、クイーン・ざまみが例の北岸、どこにバースがあるかも、切符売場があるかもわからないのがありますよね、ああいうのも看板を設置してくださいと、どこからでも見えるように。双眼鏡をかけなくてもわかるようにしてくださいということでやってみてください。せっかくこれだけお金を出しているんだから、利用できる港にしてくださいということで、やってみてくださいね。

あと、船舶備船料というのと、さっきの運航費用の中で船費というのがありますよね、その違いは何なんですか、ちょっと教えてください。同じ5ページの中で営業費用と…。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

もう一回お答えいたします。5ページの9項の船費ですか。これは船費のほうですけれども、あくまでも船員の給料がありますよね、それと船に携わった消耗品から一切合財、雑費から、例えばウエスとかいろいろありますよね。そういうものが船費となっていて、ページの的には13ページと14ページが船費。また店費とありますが、店費は主に陸上のほうです。

15ページの船舶備船料、船舶使用料。これは主に例のクイーン・ざまみのリース代です。それと、それプラス、フェリーがドックしますね。今、渡嘉敷村のを使っていますけれども、ああいう備船料です。それとクイーンにエンジントラブルがあった場合の予算として50万円ほど設けてあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この船舶備船料、クイーン・ざまみ、あと何年ぐらいでしたか、3年ぐらいでしたか。だけどその後、これは村長に答えていただきたいんですけども、その後に村長の行動表の中でも離海振の役員会で出てきたという話がありましたけれども、今後もこの項目を大きい数字で残していくのか、離海振でやっていくのかどうか、その辺をちょっと村長が考えておられること、そこを教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

次の代船の話になるかとは思いますが、細かい計画ももちろん今からでございますし、今すぐどうしたいというものではないと思うんですが、漠然とした答えになるとは思いますが、まずは、どちらが私たちにとっていいのかというのが一つのポイントだと考えております。あわせて後で提案させていただいている過疎計画の中にも船の建造というのを入れておりますので、こういうのも活用しながらやったほうがいいのか、あるいは今まで、従来どおりのリースがいいのか。また、これから離海振の会社の方向性もまだ3年後、4年後というのはわからないところもありますので、一概には言えないと思うんですが、とにかく座

間味村にとって一番いい、コストがかからない方向性で考えていくべきだということで、きょうはご勘弁いただきしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

なぜそういうことを聞くかといいますと、この間も定例会で申し上げたんですが、エンジンは自分たちのもの、船は借りている、リース期間が終わったら何千万円で買い取りなさい。買い取りを拒否した場合には、また違約金をとられるわけでしょう。いや、できませんよと言っても、エンジンだけ持ってきたって、これを担いで走るわけにはいかないものですから、リースのやり方にしても一括ですよ、やるとしたら。だってエンジンをオーバーホールするのに3,500万円、4,000万円かかるのに、金がかかる分はあなたが持って、船だけはうちで面倒見ますよって、こんなばかな契約は今後しないように。そうすれば、こういう大きな数字が出てくるはずないんです、決算で。いわゆる、そういう意味で私はそれをお願いという意味でやっていますので。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成21年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○ 議長（宮平秀保）

質疑ありませんか。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

我が村には、去年から雨が降ったおかげで今度は水の騒ぎもないんですが、これから四、五年後、または何十年か後には水不足も考えられるということで、淡水化を計画せざるを得ないということですね。淡水化を計画しているようであります。今ここで数字を見ますと何千万円ですか、赤字が出ています。淡水化になりますと余計、コストが多くかかると。水道料金が高くなることは目に見えているわけですね。そうしますと、本当に赤字がふえることは確かだと思います。この淡水化を導入した場合にですね村長、どれぐらいの水の利用を計算してのものなのか。座間味島だけで、今まで水不足していた分も補いきれる規模のものなの

か。そうしますと、大々的なものになるわけですが、こうなった場合は水道料金が、今の計算で、どれぐらいの計算になるか、という計算が出せますか。難しければいいですが、もしどの程度ぐらいとなると教えてください。そしてそれが、例えば前々から阿嘉、慶留間、高い水をなぜ私らは飲まないのに飲むかということで、こういったことは余り公の場では言ってほしくないんですが、議員としては、どれぐらい負担しなければいけないかをですね、大体の予測でいいですから教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ここ9年間、制限給水をしてしまいまして、村民の皆様には相当ご迷惑をおかけしているところでございます。幸いにしまして今年の2月から雨量が相当ありますので、阿嘉、慶留間地区あるいは座間味地区におきましても現在のところ通常の給水をさせていただいているところでございます。しかしながら、この気候変動が非常に激しくてですね、統計的に見ましても雨量が減ってきているのは事実でございますので、どうか新たな水源を確保しないとイケないというところから、いろいろ勉強させていただきまして、海水淡水化を入れるべきではないかというところまで皆様には御説明をさせていただいているところで。

さて、海水淡水化の基本的な考え方でございますが、まず阿嘉島、慶留間島に関しては前年度の渇水時期にしゅんせつと申しますか掘り込みをしましたので、ウタハ堰が非常に容量がふえておりますから、とりあえず一段落しているだろうと。ところが座間味に関しては、そういう何の手当もしていない状況もありまして、そういうことからして、まず座間味島にアバウトですが日量100トンぐらいの水がつくれる海水淡水化を入れる方向でいろいろと議論をさせていただいているところですが、この細かい機種もまだもちろん決まっておりません。設計も今入れられるかどうかというところで一生懸命、経営の健全化も含めて補助事業がとれるかとれないかというような非常に微妙なところでございますが、その後どういう機械が必要なのか、あるいは日量何トンなのかという話が出てきますし、また私たちはこの海水淡水化の施設に関しては常時使うというよりは、水が足りなくなりそうになったときに予備的な水源として確保させていただきたいということですので、24時間回転させている場合よりは、もちろん料金がかかるのではないかとということまでは話ができておりますが、御質問にあります細かい水道料金がどう跳ね上がるかということまでは、まだ御報告ができない状況にあります。しかしながら、前回の6月議会でも報告をさせていただきましたが、沖縄県に対しては水道の広域化ということで、各離島も企業局に水道の水源開発をしていただきたいということをお願いしておりまして、既に勉強会が立ち上がっていると、県のほうではですね、聞いております。これがうまくいきますと、海水淡水化の施設を私たちがつくった後も企業局の理想ではございますが、企業局が財産を引き取るなりしてですね、その浄水された水を私たちが購入して住民に供給をするという体制になりますので、負担軽減が図られるのではないかと期待もしておりまして、その辺あわせて、これからいろいろな議論が湧いてくると思いますが、一つの方向性が見えるたびごとに細かく皆様には御報告をさせていただきたいと思っております。したがって、今、幾ら上がるか、あるいは下がるかということは申しわけないんですが、この場ではちょっと報告はできない状況であります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

おっしゃるように、ある計算上は今すぐは答えられないと思いますが、この淡水化を入れるのは補助さえもらえれば簡単にできるわけですね。しかし、堰とかいろいろなものをつくるためには、いろいろ問題が重なってきて、なかなか難しいというようなこともございますよね、村長。これから後ですね、淡水化を入

れた後からでも阿嘉、慶留間にもしこれができるのであれば、淡水化ではなくして、堰をつくって大々的な水をためるような場所はたくさんありますので、そういうことも考えてみてはどうですか。と申しますのは、淡水化の水だけでは余りおいしい水にはならないわけです。阿嘉、慶留間にたくさん水があれば、その水を併用しておいしい水を座間味でも飲むことができるというような考えも出てきますので、これは以前から、仲村村長時分から阿嘉、慶留間にそういった堰をつくってこないかということを考えてみてはどうかということも何度も議員の皆さんがかわりがわり陳情して要請したんですが、それが実行に至らなかったということもありまして、あなたが二、三期、少なくとも3期はしなければいけないでしょう。村長、その任期中に、ぜひ阿嘉に1カ所でもいいですから、ウタハダムを下にやるのは、県や国もよくわかっていると思いますので、ぜひやってください。自分の名を残してもらえるように要望して終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは、いわゆる特定環境、特環だということだと思んですけども、毎年、収入未済額が、普通水道料金を払うときに一緒に来ますよね、課長。だからこれは見落としているのかどうか知らないけれども、毎年、平成20年度も同じ数字、20万円内外の収入未済額が出ているような感じがするんですけども、ちょっとこれを説明してもらえませんか。収入未済額、お願いします。5ページです。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。20万4,000円、収入未済額。これはですね、事業者が7件であとは全体で25件ありまして、そのうちの事業者が7件。それと、その20万4,000円のうち8月までに納入いただいた額が17万4,000円となっています。全体的には平成21年度過年度分26万8円を徴収しております。この26万8円というのは平成18年とか平成19年の過年度分です。平成21年度が

20万4,000円残っております、そのことは先ほどおっしゃった事業者が7件で、一般が1件となっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

すみませんがお聞きします。この接続の話ですけれども、特環、つなぎですけれども、この中には工事というのは出てこないですね、歳出の中には。接続は平成21年度は1件もなかったんですか、座間味地区は、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

接続は座間味のほうで3件ほどありまして、今現在接続率が87.9%、徐々に。まだまだ要するに阿佐地区のほうはまだなものですから、大きいところからお願いしたいところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

では、この接続の話ですけれども、最近、大雨が続いた時に105ストア前が大騒ぎになったんですよ。私も議員の立場であるので見てみようということでやったら、悪臭がして、店の前にも汚水が来て、幸いにしてさっと引いたものだけでも、しかし、去った後も匂いが残っているんですよ。そうしたら宮村肇君にも確認していますけれども、彼の言い分はですね、いや、今に始まったことではないと。四、五年前からそういうことになっていると聞いたら、垂れ流しなんです。垂れ流し。雨の降るときにごまかして、垂れ流した水が、これははっきり言って隣近所の人から証言いただいているんですよ。この話は村長、聞いていますか。結局どうなったか確認です。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。今のお話は一応お聞きしています。責任者というか、兄貴のほうがいまですので、その方と相談しようかなということで議会が終わってから。実は私はきのう詳しく聞いたんです。すみません。いや、そういう話はありません。これは指導しないといけないなというものがあつたものですから、議会が終わってから指導もしようかなと思ったんですが、きのう詳しく聞いたものですから、だれだれと。そういうおっしゃる、夜中からやっているということでお聞きしたものですから、相談した方に議会が終わってから、その兄貴のほうと接続するように進めて相談しますからということでお話を終わったんです。最初にそういう話があつたのは、実際は先週でしたか。ただ、責任逃れではないんですけども、くみ取りの場合は公営企業課ではないものですから、そんなに情報がなかったのかなと、きのうつくづく感じました。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、非常にあれだね。これじゃあ怠慢ですよ、担当は。これはあなた、四、五年前からの話らしいですけども、四、五年前の課長たちも聞いたはずですけども。これは恐らく村長にも伝わっているし、これを

二、三日間とか最近、今聞いたような感じで担当課長はおっしゃっていますけれども、こんな行政のあり方じゃだめですよ。すぐやる課という課が他の市町村にあるぐらいですからね、村長どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

今の話と関係しますけれども、そこの別の資料に水洗貸し付けがありますよね。1, 900万円余り。ありますよね。こういう指導もあなたたちはやっているの。毎年部落の初会でも、私は口幅ったく、関係ないんだけども言ったこともありますよ。一般の方々に。大口の人たちに。だから本当にですね、まだまだありますよ座間味村は。特環は。今はですね、施工工事費は、前は五、六十万円かかったんだけど、それは距離によって違いますけれども、例えばその辺だったら、すぐ隣近所でしょう。カーラ屋は。具体的に言いましょね。どれぐらいかかるんですか、じゃあ。前は五、六十万円かかって、アンシェーナラン（そうしてはいけない）ということで、やったんですけれども、今は二、三十万円ですとできますと思いますよ。しかも貸し付けがある。無利子無担保ですよ、これは。これはちゃんとあるんじゃないですか、この辺。こういうのを督促してくださいよ。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

この件についてはですね、現場で私がいろいろとやり取りしたこともありまして、私のほうで答えさせていただきます。この方はですね、自分の自宅を改築しながら民宿の準備を進めていて、柵も設置をして、下水の接続の工事も始めていました。その中で、こういう貸し付けの話をうちの職員から説明はやったんですよ。やったんですが、島の人たちを頼んでもできますよということもやったんですけれども、どうも那覇から業者を連れてきたようです。その辺の技術的なものは大丈夫か、ちょっと職員にチェックをするようにということは言ったんですが、その後、私は柵を設置しているところまでは見ましたけれども、それを台所とか実際、排水に接続したかというのは、異動してその後は確認していないんですが、そこまでの途中の工事までは確認しております。ただ、さっきの汚水の件はですね、この方の所有物ではなくて隣の親族の方のものを勝手に使用してやっているわけですから、ここを接続するというのはまた所有者は別なんですね。別なもので本家の家とそれと離れの倉庫とか、島の人たちは離れでよく家をつくれますよね。その間に浄化槽を設置するスペースがほとんどないものですから、くみ取りで対応しているわけですよ、所有者自体は。たまたまもう1人の親戚の方が使っているわけですから、使った分はもちろんくみ取りもさせるべきなんですけど、そのくみ取りをさせないで不法に流し込んでいるという事態が発生して問題になっているということですね。これについては接続してくださいということは今のこの事情ではちょっと住宅の狭隘さもあって、土地の狭隘さもあって、ちょっと難しいかと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

そんな言い訳を言うなら行政指導できますよ、呼んで。あなたの話だったらいつまでもできませんよ、あなたの考えみたいな人がいたら、課長の。これは貸し付けもあるし、貸していいですよ、貸せるものは。二、三十万円でも。これはあなたの話ではまた堂々めぐりじゃないですか、とんでもないですよ。だから、そこを行政指導するのは担当が行って、両方にまたがっているかもしれないけれども、実際はある隣の家はたくさんのお客さんを集客して外人かなんかも入れてやっているんですよ、やりたい放題に。収入も上げているんですよ。これをあなたたちが指導できないというのはおかしいですよ。だから村長、できなければ村長がやればいいですよ。臭い話になって、3期を終わるわけですけども、ひとつそのように課長、指導してくださいよ。そして雨が降るたびに臭いがした。宮里正太郎たちはわからないですよ。この流れでやっているんですよ。そういうことで、私はぜひこれは行政で業者を呼んで、収入も上げているんですかあ、ぜひこれは一日も早く解決してください。お願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

漁排ということで、阿嘉の部落にある漁排ですから一言。下水道それに漁排、農排。3事業ともですね、黒字であるようございまして、これは非常に評価します。それにちなんでですね村長、最近阿嘉のほうでもですね、先ほど同僚議員からあったような話が耳に聞こえます。と申しますのは、あるところが工事をしようとしたら、この下水道がうまくつがれていないと。それで工事が困難しているという話を聞いています。それで最近、工事をやりかえるのかどうかわかりませんが、この工事をする場合、係りの人はよく聞いてくださいね。施工管理と申しますか、工事をする時の立会い、だれか請け負いと言うか、工事をする人がいますよね、業者が。今までは、今年わからないんだが、今までこの阿嘉で接続したときは、勝手に水道事業に詳しい人とか、そういう人なんかやっていましたよ、たくさん。業者が四、五件ぐらい入ってやりましたが、安いところ、安く受けさせるところに全部させているわけですね。これは一番いいことですので。個人としてはいいんだが、やって後から、こういった問題が出てくると困りますよね、村は。ですから、や

るときの施工管理ですね、それを私は十分にやってほしいと。それを今、提案しているわけです。ですので、まだこれからまだまだ接続する箇所がたくさんありますよ、阿嘉には。そのときはですね、役場にちゃんとこれをする業者、だれがするかを決めてですね、そしてその指導、本当にこの図面どおりにやっているかどうか。役場の係りを行かせて、立会いのもとでやってもらわないことには、やって後からこういった間違いが出てくると、個人はもちろん、役場にも迷惑がかかってくるわけです。やった工事を壊して、賠償しないといけない場合も出てくる。そういうことが出てきますので、二重三重になりますよね、経費が。ですから、ちょうどこれからですね、そういうことを係の方々、課長の皆さん、よく工事の場合は施工管理においては法律に従って、規則正しくやってください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第15. 認定第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16. 報告第3号 財政健全化計画書の実施状況報告についてから、報告第7号 地方自治法第21条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告とします。

提案者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第3号

財政健全化計画書の実施状況報告について

座間味村財政健全化計画について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第6条第1項に基づき、別紙のとおり報告する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

内容につきましては、せんだって行われました全員協議会でご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。あわせて残りの報告第7号まで、すべて前回の全員協議会でご説明させていただきましたので、表のほうだけを読ませてもらいたいと思います。

報告第4号

経営健全化計画書の実施状況報告について

座間味村経営健全化計画について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第24条の準用に基づく同法第6条第1項に基づき、別紙のとおり報告する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

報告第5号

平成21年度健全化判断比率の報告について

平成21年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第3条第1項について、村監査委員の意見を付して同条項に基づき別紙のとおり、平成21年度健全化判断比率を報告する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	26.8	176.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第6号

平成21年度資金不足比率の報告について

平成21年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第22条第1項について、村監査委員の意見を付して同条項に基づき、別紙のとおり報告する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	12.6	20.0
航路事業特別会計	5.7	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第7号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）243条の3第2項の規定により、地方自治法第221条第3項の法人（株二一・ざまみ）についての経営状況を、別添のとおり報告する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで報告の説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第37号

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,223,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		24,461	321	24,782
	1 国庫負担金	16,993	321	17,314
13 県支出金		73,831	5,789	79,620
	1 県負担金	11,391	160	11,551
	2 県補助金	33,537	4,500	38,037
	3 県委託金	28,903	1,129	30,032
16 繰入金		15	2,639	2,654
	2 基金繰入金	14	2,639	2,653
17 繰越金		40,012	99,961	139,973
	1 繰越金	40,012	99,961	139,973
18 諸収入		10,049	209	10,258
	4 雑入	10,044	209	10,253
19 村債		56,347	4,967	61,314
	1 村債	56,347	4,967	61,314
歳入合計		1,109,739	113,886	1,223,625

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		175,911	85,041	260,952
	1 総務管理費	147,258	83,223	230,481
	2 徴税費	13,528	1,818	15,346
3 民生費		132,315	△2,667	129,648
	1 社会福祉費	111,090	△2,667	108,423
4 衛生費		117,032	6,534	123,566
	1 保健衛生費	84,678	1,652	86,330
	2 清掃費	32,354	4,882	37,236

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 費		62,875	3,661	66,536
	2 林 業 費	20,698	2,835	23,533
	3 水 産 業 費	29,081	826	29,907
7 商 工 費		30,264	10,595	40,859
	1 商 工 費	30,264	10,595	40,859
8 土 木 費		99,381	8,256	107,637
	2 道 路 橋 り よ う 費	18,053	625	18,678
	3 河 川 費	8,415	745	9,160
	5 下 水 道 費	37,287	4,412	41,699
	7 空 港 費	20,129	2,474	22,603
10 教 育 費		148,815	2,466	151,281
	1 教 育 総 務 費	58,164	△1,115	57,049
	2 小 学 校 費	28,607	225	28,832
	3 中 学 校 費	12,227	2,910	15,137
	4 幼 稚 園 費	23,976	400	24,376
	6 保 健 体 育 費	23,044	46	23,090
歳 出 合 計		1,109,739	113,886	1,223,625

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 53,347	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 58,314	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第38号

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,829千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		60,576	△2,240	58,336
	1 国庫負担金	39,500	△1,953	37,547
	2 国庫補助金	21,076	△287	20,789
7 県支出金		10,806	△344	10,462
	2 県補助金	10,311	△344	9,967
10 繰入金		34,093	△6,084	28,009
	1 一般会計繰入金	34,092	△6,084	28,008
11 繰越金		1	11,497	11,498
	1 繰越金	1	11,497	11,498
歳入合計		165,390	2,829	168,219

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		12,303	△2,923	9,380
	1 総 務 管 理 費	12,223	△2,923	9,300
2 保 険 給 付 金		79,596	390	79,986
	2 高 額 療 養 費	7,959	390	8,349
3 後期高齢者支援金等		24,417	△1,845	22,572
	1 後期高齢者支援金等	24,417	△1,845	22,572
4 前期高齢者納付金等		830	2,347	3,177
	1 前期高齢者納付金等	830	2,347	3,177
5 老人保健拠出金		6,976	△3,900	3,076
	1 老人保健拠出金	9,976	△3,900	3,076
6 介 護 納 付 金		10,141	166	10,307
	1 介 護 納 付 金	10,141	166	10,307
11 諸 支 出 金		3	2,360	2,363
	1 償還金及び還付加算金	3	2,360	2,363
12 予 備 費		1	6,234	6,235
	1 予 備 費	1	6,234	6,235
歳 出 合 計		165,390	2,829	168,219

議案第39号

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年9月16日提出
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		347,376	0	347,376
	9 船費	214,118	0	214,118
2 営業費用		122,531	0	122,531
	5 店費	64,518	0	64,518
歳出合計		591,149	0	591,149

議案第40号

平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年9月16日提出
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		37,287	4,412	41,699
	1 繰入金	37,287	4,412	41,699
5 繰越金		1	184	185
	1 繰越金	1	184	185
6 村債		4,001	△4,000	1
	1 村債	4,001	△4,000	1
歳入合計		56,010	596	56,606

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		21,918	596	22,514
	1 下水道事業費	21,918	596	22,514
歳出合計		56,010	596	56,606

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
特定環境保全 公共下水道	千円 4,000	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 0	証書借入 又は 証券発行	% 年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第41号

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		25,700	157	25,857
	1 繰入金	25,700	157	25,857
6 繰越金		1	73	74
	1 繰越金	1	73	74
歳入合計		29,912	230	30,142

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		14,920	230	15,150
	1 漁業集落排水事業費	14,920	230	15,150
歳出合計		29,912	230	30,142

○ 議長（宮平秀保）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第22. 議案第37号 平成22年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

3点ほどお聞きしたいと思います。まず初めでございますけれども、繰越資金が9,900万円ぐらいあるんですけども、そこで臨時対策債を約500万円借りるのは、やはりお金が足りなかったのか、その1点でございます。

それから11ページでございますけれども、一般管理費でございますが、普通は当初予算におきまして、特に旅費等におきましては、なるべく補正はやるなど、よく予算を組むときにいろいろ言われております。これはもうご存知のとおりだとも思います。そこで94万円余り、大きな旅費でございますけれども、これは今からこういった仕事があるから、このように大きく組んでいるのか。それから共済費でございますけれども、総務の異動があってそこにこれだけの、98万円のいろいろなものがまた来るのかですね、この2点ですね。

それから15ページでございます。観光費の中でございますが、阿真のキャンプ場の賃金でございますが、当初予算で219万円余りあったわけですが、今回、352万円入って約500万円余ることなんです、こういったものの賃金なのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

私のほうからは、御質問のあった2点についてお答えいたします。まず臨時財政対策債の補正の増額の件ですが、御存じのように臨時財政対策債は普通交付税の不足分を補うものです。通常の起債とは違いますので、これは一般財源に回すものです。今回、7月の交付税の本算定で、この臨時財政対策債の額が確定しました。当初5,334万7,000円を計上していたんですけども、決定で496万7,000円の増ということで、これも一般財源として活用するために計上させていただきます。またこれについては、後年度にまた普通交付税で償還をするというようなシステムになっていますので、これは規制しないと逆に不利になるのかなと思います。

それから、2点目の旅費の件なんですけれども、確かに年度の途中で物件費を予算計上するというのは余り好ましいことではございませんが、まず特別職の県外旅費については、これから市長村長の県外研修というのが急遽入ってしまっていて、北海道のほうなんですけれども、それに伴うもので、実は当初予定をしておりました裁判に関する出廷、これが急遽行ったんですけれども、ほかの旅費をこれのためにつぶしてしまっていて、これから不足をしてしまいます。そのために計上してあります。それから一般職の普通旅費なんですけれども、これも当初想定をしておりました消防の広域化の協議会というのが実は4月に立ち上がりまして、年に二、三回の会議であろうということで計上しておりましたら、非常備部会であるとか、財政部会であるとか、幹事会とかですね、年にかなり数が多く入って来ていることになりまして、これについては座間味村として広域に参加するかしないかという非常に重要な会議になりますので、ぜひ出席をしたということで、かなり大きな旅費の計上になっております。

それから共済費の追加があるんですけども、これについては4月1日の人事異動による組み替えになっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

キャンプ場の賃金についてお答えいたします。352万1,000円追加しておりますけれども、これはですね、実は観光案内所、項目がなくキャンプ場賃金とやったんですけれども、観光案内所に充てる予定です。観光案内所は本来、委託する予定でしたけれども委託ができなくて、それで新たに賃金に設けております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の総務課長の説明によって総務のほうはよくわかったんですが、今のキャンプ場のものですが、観光案内所にキャンプ要員を1人置くという意味なのか、それともどういったもの、人数についてもお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

キャンプ場の賃金で新たに項目を設ければよかったですけれども、前の項目に観光費は賃金、これだけしかなかったものですから、これに観光案内所の職員の人件費となっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては、観光につきましては大変よろしいと思うんですが、500万円という大金が流れるわけです。そのときの収入が果たして幾ら入るかというのも何か大体予想はつきますか、予想がありましたらお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今ですね、キャンプ場においてはもう既に300万円は収入が入ってはおります。今からはちょっと少なくなるんですけれども、350万円から400万円ぐらいあればいいかと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。なるべくはとんとんでいったほうが村としては非常にうれしいわけですが、またこれからも10月いろいろとまた来るわけでございますが、がんばってください。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の観光費のことでちょっと聞きたいんですが、観光案内所。私は商工会の理事でもあるんですが、理事会に4月にも1回来たんですが、商工会は21が絡んでいるから案内所を渡さないという話をしていたんですけども、それはそれで結構なことなだけども、商工会を脅すような発言をしてまで役場がそういう事業に手を染めないでください。この間の理事会、私はものすごく腹が立っていますよ。商工会が受けなけれ

ば、一般財政から出すから観光案内所は閉めますと、そのような発言をしていますけれども、課長。そういうのは村長が言った言葉と同じになりますよと私は言いましたよね。何でそういう問題を起こしておいて、商工会に振るなよと私は4月にも言ったはずですよ。その前の3月定例会で法律的なものもあるから慎重になりなさいよと、だから自分たちで職員を募集してやるものじゃないよと、ちゃんと言ってあるのにそういう問題を出しておいて、今度はまた名目を変えて、こうして持ってくるか。これはおかしいですよ。はっきり言います。私は21をどうのこうの言っているんじゃないよと、この間も言いましたよね。つぶすならつぶす、つぶさないならつぶさないで、はっきりさせないからこういうことが起きるんですよ、村長。21も商工会の会員ですよ。そこに今まで投げていたものを、着物をはがしてとって、あとは知りませんと言っておいて、商工会にそれをお前たち、もう一回やれと。商工会の中で今、問題が起きているんですよ。これは受けてもいいんだけど、受けた場合に何が起きるか。会員は自分たちが失敗をしたら商工会の会員自体に自分たちが何かやられるという戦々恐々しているんですよ、これ。商工会自体をばらばらにしたい思惑があってこういうことをやっているんですか。この間、言ったはずですよ。そういうことはやめてくださいよと。そうしたら4月には何も明細が出てこないから、この間あったのには全部数字を羅列して、この4名はどこで働くんですかと聞いたら座間味と。それで何カ月かたったら、この間の理事会で私が、じゃあ阿嘉はほうっておくんですかと言ったら、いや、1人は阿嘉に行かせます。何でその場その場でね、カメレオンじゃないんだから、その場その場で状況が変化するんですかということなんですよ。これ通知してなかったら全部がそのままいきますよ、確かに。ただし、それが伝わった場合には皆さんパニックを起こしますよということですよ。行政が商工会に対して補助金を出しているから、商工費を出しているから、あなたが受けるのは当たり前だろうみたいな脅迫めいたことはやめてください。この間の言葉遣いはまさに村長がそう言わせているんだったら村長にも責任をとってもらいますよ、これは。あの2人の理事が商工会がそれを受けたらどうなるかということは前に言ったと。21に商工会の設立のときにも観光案内所問題でかなりもめていると。それを言っているのに、またこんな形で出してきたらおかしいですよ。私はこういう形でやるんだったら承認しませんよ、反対します、これは。はっきり言いますけれども。この間、村長はどういう報告を受けたんですか。理事会に出た後。商工会の理事会の後にどういう報告を受けましたか。はっきり私に教えてください。どういう報告を受けたのか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

前回の理事会に議題として上げていただいたところですが、その後、いろいろ議論があって、結果としては否決ではなくて議案として採用されなかったという報告を受けております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに、前回の場合は何の資料もないし、商工会の理事会をやっている指導員、中身はわかるのと言ったら、わかりませんと。課長が来て説明しますと言って、理事会の中で来ましたよ。そうしたらその話をするから、違うでしょうと。3月議会でも言ったようにこういうことしたら商工会の会員同士の信頼関係が崩れるし、あなた方がするものではないでしょうという話をしていたんですよ。それでこの間、商工会の理事会が開催されたんです。宮里議員も一緒ですよ。やりました。今度は数字の羅列を、人件費をやって持ってきましたけれども、4月に私が言っているものに対して何の答えも出ていないわけですよ。ただ数字を出してきましたと、それだけなんですよ。はっきり言って。だから村長は同僚議員の宮里順之議員の前に21・ぎ

まみをどうするかと言ったときに答えた、要するに動きやすいようにしましょうとか、要するに再建の、株の持株比率を減らして動きやすいようにしたほうがいいですねという答えがありましたよね。だけど一切ないということは、それは動いていないでしょう。だから、ああいうわけのわからないことを課長がするわけですよ。逆に言えば、早くつぶすならつぶすでやっていけば問題ない話なんですよ。だからほかに法人もどんどんつくらせて、つくるところはあるわけですから、実際に法人資格を持っている人たちがいるはずなんですよ。そこを定款変更させて、そういうものを受けさせるとか、そういう格好に持っていかないと、商工会を脅して、商工会がやらないとみたいな、観光案内所閉めるよと。そういう発言をされたらいけないですよ。はっきり言いますが、確かに雇用も大事ですよ。その前に役場がルールを守らないと、あの一部の人たちを、君たち4名は安定しているからねというわけのわからないことを言うては困りますよということです。臨時職員を採用するときには公募するわけでしょう。この間は、4名は一生懸命勉強しているから、この人たちを守らないといけないと、こんな発言をさせたらいけないです。はっきり言って。村長、ちゃんと報告は受けたでしょう、そういう内容はどうかだったか。多分、私たちが反対してだめになったという報告が来ているんじゃないですか。私たちは、あくまでも商工会の理事という立場しかありませんからね。あと、座間味村の議員という考え、あと私は商工会の会員でもあるということ。そういう関連から言っているんだけれども、じゃあ観光案内所は閉めますかという、そういう言葉は私はいけないと思いますよ。で、こんな形で来る。私がいなかったら、これはスムーズに通っていますよ、逆に言えば。だけどそういうことは村長の顔にきますからね。はっきり言って。課長もちゃんと物を言わないと、その場その場で言葉を変えていいたら、何のために会議をやっているかもわかりませんよ。はっきり言いますが、以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

14ページの焼却炉の修繕費が座間味の、それと阿嘉とありますね。阿嘉ではない、座間味です。座間味の焼却炉は、これは修繕して使えるんですか、課長。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

修繕費といいますと、もとの熔融炉なんですけれども、シャッターが壊れているんですよ。雨降りとか、とにかくまずいものですから、シャッターの修繕費を計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは現在は稼働していませんよね。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

稼働はしていませんけれども、そのままやると危険な状態にあり、職員がいますよね、もし落ちてきたら危ないものですから、そのためにやっております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これはもともとシャッターはあったわけですか。あった。これが腐って全部落ちて、だめになっているわけですね。これは管理不十分のせいですかね。ここは海に近いから塩害があって、腐ったかもしれませんが。その阿嘉の廃棄物の委託料が400万円上がっていますが、これは台船から運ぶ経費ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これはですね、トラックからフェリー等を利用してやりたいなと思っています。結構、阿嘉のクリーンセンターは産業廃棄物がたくさんありますので、そのために業者にちゃんと委託して行いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

焼却炉の周辺にあるごみを全部撤去するということですね。はい、わかりました。

それからですね、シーカヤックレース実行委員会とありますが、これは新規ではないですよ。新規ですか、新規ではない。そうしますと、最初はどの程度ありましたか知りませんが、この実行委員というのはどういう、レース当日に動くんですか、どういう活動をしているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

このシーカヤックレースの大会を今年、実施する予定で、ラフウォーターとシーカヤックを計画しておりました。そのとき、御存じのとおりラフウォーターで事故が発生しましたよね。そのためにシーカヤックも急遽、中止したんです。そのときシーカヤック、その翌日の準備のためにいろいろ取材とかそういうのを呼んでいたものですから、その辺の経費がかかって、スポンサーからも募ってはいたんですけれども、ある航空会社がやっていたんですけれども、その会社に広告料ももらっていたんですけれども、払いきれなくて返してですね、その広告会社がそのままラジオ会社に残ったものですから、35万円の赤字が出たものから、補てんのため補正しております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

では、これは既に使った経費ということになるわけですか。はい、わかりました。事故を起こさないようにしてくださいね。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

15ページです。ふるさと納税のサンゴ保全助成金と海がめ保全助成金ですが、これについてよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今までふるさと納税で、結構、環境問題にやってほしいということがあったものから、サンゴの保全

の助成金。海を保全していますので、その辺に60万円。阿嘉と座間味にありますけれども、その辺に60万円助成金として上げようということです。あとは同じ保全の活動をしています海がめ保全をやっているメンバーがいますので、その辺に助成金として20万円計上してあげたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、大変よくわかりました。3ページになるのかな、関連するのかな。6月に畜産関係のいわゆる出荷の際の競り出しの際の補助をお願いしております、年に四、五回程度であれば予算を組んで補助いたしますということを6月の定例議会の一般質問で回答をいただいたんですが、ちょっと見当たらないんですが、この原因につきまして課長、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この件につきましてはですね、今回の補正には計上していませんので、次回に検討したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

次回というと12月ということになりますね、そうすると。はい、わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

去年でしたか、生ごみ処理機を買いましたよね。あれは去年でしたか、一昨年でしたか。阿嘉に1機、座間味に1機でしたか。それで間に合っていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応買ってはいますけれども、十分には間に合っていないけれども、ちょっとは効果はあると思います。生ごみの量が多いものですから、十分には賄っていませんけれども、徐々にゆっくりやっていきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

この生ごみ処理というのはですね、非常に大事なことでございまして、今までのようにこれを使っても十分な処理ができないということになると、灰が発生するわけですね。ですから、こういったものが1つで間に合わなかったらふやしてですね、きれいにゴミを処理して、ハエのいないような村にしたいんですよ。と申しますと、最近はまだ家の中にも銀バエとかそういったものが来ますよ。これはそういったところから飛んでくるんじゃないかなと私は考えているんですよ。それを使ったゴミはすぐにこぼして捨てているわけですね。これは前から村民は肥料に使うとか何とかという話もありましたが、これには全然使えないわけですね。できなかつたら、これの答弁はよろしいです。もっと機数をふやしてください、できれば。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の生ごみ処理に対しての件なんです、実態は調べていないですよ、恐らく。これは十分にいきますと言っているのは、皆さんは今年の4月から、このごみ処理をする人たちは臨時職員になっていますよね。臨時職員というのは半年に1回ですよ。ということは、10月からまた新しい人たち、本人たちが継続するかはわかりませんが、皆さんは前回、これをやる時に予算を組んだときに、公務員になるからそれは十分だ、彼らの収入を考えてあげなさいといったときに、ボーナスも出すから大丈夫ですよという答えでしたよ。ところが、半年に1回というのはボーナスをもらえないんですよ。6月にボーナスを上げましたか。上げてないですよ。それは何でかと思ったら半年たっていないからです。10月に変わります、12月にもらえるんですか、もらえないんですよ。人数を1人減らしましたよね、阿嘉の場合。減らしました、本人たちは仕事は忙しくなっています。月の収入が8万幾らから8,000円下がったと本人たちは言っています。ボーナスがもらえるからと思ってやったら、年収がふえると思ったら逆に年収が減ってくると、そういう状況なんですよ。底辺の人たちをそれだけ苦しめているんですよ。おまけに人間が減っているものだから、間に合わせきれないんですよ。生ごみ処理機、試したら上等だったけど、それをやっている暇がないと。一週間に2回持ってきますからね。これは丸一日かかったってできるわけじゃないわけですよ、1日に何百キロ出るわけだから。そのデータ出ているはずですよ、彼らが今何をやっているか、穴を掘っているところにEMの液の中に流し込んで、あれニシ浜行く時にもものすごい匂いがしますよ。そういう状況なんですよ。こういうところでごまかした答弁はしないでください。はっきり言いますけれども、彼らが一日ばたばた動いていても生ごみ処理には1人もかわりきれないんですよ。うその答弁はやめてくださいよ。現状を見てきてくださいよ。ニシ浜に行くところ、あのタンクの中にどのぐらい入っているか。彼らは処分できないものだから仕方なくここに入れていっているんですよ。それを匂いしながら観光客は歩いているんですよ。その辺も考えてやってくださいよ。これは12月の一般質問でもやりますよ。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成22年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成22年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第38号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第39号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○ 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

航路事業の補正でございますけれども、いつかも言ったことがあると思いますけれども、補正というのは款と項に変動があるときにやるのが補正でございます。これはよくわかっていると思います。そこに、この節の場合は議会にかけなくていいんですよ、流用すればいいんですよ、何も動いていませんから。流用すればよろしいんですよ。だから項も款も動いていないから、こんなときは款項が動くときだけしか補正はできないんですよ。だから、これは目ですから、組み替えは流用やればこれは簡単なんですよ。だから、今後はこれに気をつけてください。以上です。

○ 議長(宮平秀保)

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第40号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第41号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第42号 過疎地域自立促進計画についてから日程第33. 議案第47号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更についてまでの議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

議案第42号

過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進計画を定めるため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

過疎地域自立促進計画を定めるため、議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

詳細につきましては、去った全員協議会で説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

議案第43号

座間味村過疎地域自立促進基金条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村過疎地域自立促進基金条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

過疎地域自立促進計画に基づき過疎対策事業債を財源として、過疎地域自立促進特別事業実施のための地方自治法第241条の規定による基金を設けるため、議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

座間味村過疎地域自立促進基金条例

平成22年9月16日

条例第13号

（設 置）

第1条 座間味村過疎地域自立促進計画に基づき、座間味村の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、住みよい村域の形成等に寄与することを目的に座間味村が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき座間味村過疎地域自立促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管 理）

第3条 基金に属する金額は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する金額は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰り替えて運用した金額は、当該年度内に返還するものとする。

(処分)

第6条 基金は、座間味村過疎地域自立促進計画に掲げる過疎地域自立促進特別事業の費用の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(規定への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

議案第44号

座間味村職員の給与に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされているが、現状は条例の根拠がないままチェック・オフ（地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する前にその一部を控除すること。）を行っており、地方公務員法に抵触することから本条例の一部を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成22年9月16日

条例第13号

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(給与の支給) 第6条の次に以下の条文を追加する。

第6条の2 給与の計算期間は月の初日から末日までとし、その支給日は毎月20日とし、その日が毎月の金融機関の休業日、日曜日、土曜日または休日にあたるときは、その日の前において最も近い毎月の金融機関の休業日、日曜日、土曜日または休日でない日を支給日とする。ただし、特に必要性がある場合においては村長はこれを変更することができる。

第6条の3 給与は基本的に現金支給とするが、本人の申し出等により全額および一部を指定口座への振込等により支給ができるものとする。

第6条の4 職員の給与からの控除は、法令その他条例で特に定められるもののほか、次に掲げるものについても行うことができる。

- 1 沖縄県市町村職員共済組合（共済掛金・積立金・借入返済金）
- 2 沖縄県市町村総合事務組合（借入返済金）
- 3 沖縄県市町村職員互助会（組合掛金・借入返済金）
- 4 座間味村職員互助会費
- 5 各金融機関（銀行・労働金庫・その他）における積立金・借入返済金
- 6 団体契約を締結した職員の財産形成貯蓄金及び生命保険料
- 7 全国町村会関係（個人年金共済掛金・任意共済保険等・自動車保険）
- 8 村職員労働組合費等
- 9 税務署関係（源泉所得）
- 10 業務上村長が認めとくに徴収が必要とされる場合

議案第45号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認をする。

1. 所在地 別図に示すあらたに生じた土地
2. 地 籍 40, 102. 19平方メートル

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提出理由

この土地は、沖縄県知事が平成2年5月30日付沖縄県指令土第661号により座間味港湾区域内の公有水面埋立工事で埋立した土地である。

地方自治法第9条第1項に規定するあらたに生じた土地に該当するので、その旨を確認するため議会の議決を得る必要がある。

議案第46号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、公有水面埋立地40,102.19平方メートルを字座間味に編入し、その区域を変更する。

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

公有水面埋立事業により、あらたに土地が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を変更する必要がありますので、本案を提出する。

議案第47号

座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について

座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について、水道法第10条の規定に基づく水源種別の変更、取水地点の変更、浄水方法の変更を行うため議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 事業名 | 座間味村座間味地区簡易水道事業 |
| 2. 給水区域 | 座間味村字座間味、字阿真、字阿佐 |
| 3. 水源の種別 | (取水地点) |
| 変更前 | 座間味ダム、座間味第1浅井戸、座間味第2浅井戸、阿真浅井戸、原水貯留槽、阿真大川良堰 |
| 変更後 | 座間味ダム、座間味第1浅井戸、座間味第2浅井戸、阿真浅井戸、原水貯留槽、阿真大川良堰、 <u>海水淡水化施設</u> |
| 4. 浄水方法 | |
| 変更前 | 活性炭+急速ろ過法 |
| 変更後 | 活性炭+急速ろ過法、 <u>逆浸透法</u> |

平成22年9月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村座間味地区簡易水道事業変更認可の申請にあたって、議会の決議が必要である。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第28. 議案第42号 過疎地域自立促進計画について議題とします。

これから質疑を行います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

1点ほどお聞きしたいと思います。平成20年から平成21年までの過疎の計画ですね、これは本当に素晴らしいものだと思いますが、1点ほどなんですが、29ページの集落の整備というところに年度ごとに何も記載がないんです。今、阿嘉の部落とか、そういった部落等におきましては、でこぼこ道とかいろいろなものがたくさんあるわけです。そういったものの整備等は図る必要がないかと、ちょっと思っているんですが、それにつきましてちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。確かに、集落内の道路は危険な箇所もあるかと思えますけれども、去った経済対策の村道林道の修繕費ということで600万円程度充てておりますので、その中でできるだけはやってまいりたいと思います。あと、過疎債を活用しての、その程度の規模の集落内の整備があるかということは、まだ検証できておりませんので、今回、この計画には入ってはおりませんが、もちろん過疎計画という、事業計画というのは今後議会の承認を得て変更というのも可能ですので、その辺は調整した上でするかしないか調べていきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。特に今、阿嘉部落、どこの部落においても年寄りが多くなって、自分の車を押して歩くような状態なんです。だから、このでこぼこ道というのは非常に危険な状態にあるわけなんです。だから、その部落内の舗装等におきまして、やはりいいように考えてもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村道の整備等ありますけれども、先ほど私が申し上げたように、今、1番議員からもありましたように、年寄りが多くなっておりますので道の整備を早急をお願いします。この間も何か押し車で行って、そのままひっかかってひっくり返ったという人もおりますので、前にお願ひしたら、ちょっと大きめの穴のところだけアスファルトをやって、あとは砂利道でそのままになっているので、そういうところを早急をお願いします。

あと、光通信事業の件でブロードバンドが一応やられているけれども、光通信に変える必要があると書いてありますけれども、それも早くやってください。これはなぜかという、情報が遅いか速いかによって、企業誘致も可能性が出てくるんですよ。要するに、東京の真ん中で仕事をしている人たちがここで1カ月間仕事をするとか、どこか借り切つてね。さっきの宮里順之議員が話した大浜ですか、ああいうところにそ

ういう設置ができれば、長期間滞在型のこともできるはずなんです。だから、この整備ははっきり言って急がしていただきたい。

あと、携帯電話がですね、座間味はもう大体どこへ行ってもつながるようになってきているみたいですが、阿嘉がですね、集落から後ろに入ると一切通じないんです。林道より汚い村道を通っている間、一切携帯電話は通じないんです。向こうで事故があっても何しても連絡ができないんです。だから、それを逆に瀧原の展望台あたりに設置してもらったら、あっちにも今はデジタルのアンテナが行っていますから、あの近くまでね。それで電気はあそこまで来ているはずなんです。だから、それでそこまで整備してもらえないかなと。とにかく山の向こう側は一切入らないんです。だから漁業をしても、観光客が歩いていても、何か事故があっても絶対連絡はできないということなので、その辺の整備も早めにお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 過疎地域自立促進計画について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 過疎地域自立促進計画については、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第43号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは新たに過疎地域自立促進基金というのができるわけですね。わかりました。これは施行日は10月1日ですね。わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第44号 座間味村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 座間味村職員の給与に関する条例の一部改正について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 座間味村職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第45号 あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

総務課長、地積が40, 102. 19平方メートル。これは坪に直したら幾らになるの。すぐに答えられるように計算しなかったの。3. 3で割ればいいんですよ。

○ 議長 (宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長 (垣花 健)

坪にしますと12, 152坪です。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

これは大きいですね。これは調整官、今後交付税の算定基礎には入りますか、教えてください。

○ 議長 (宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長 (垣花 健)

面積については交付税の測定内になりますので、反映されます。

○ 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

あのですね、村道、農道、林道も交付税の算定基礎というのがありますが、私が役場にいるころやったことがあるんですけども、これは集落が特に上がるんですよ、集落は。道路よりは。この1万余りでどれぐらいの交付税、試算していないですか、どれぐらい入ってくるか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

まだ試算はしておりません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

そうですね、希望が持てます。それからですね、公有水面埋立というのは平成2年ですか、そこまでどうして、これは村から申請したんですか、公有水面埋立であたな土地に編入するということは。これは村長、わかりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

公有水面埋立に関してなんですが、例えばこの事業主体の座間味村が埋立てをしようが、あるいは県がしようが、国がしようが、末端の自治体、基礎的自治体、いわゆる座間味でいえば座間味村がこういう事務手続を行わなければいけないということになっておりまして、調べると過去にやってなかったんです。過去にこういう事務手続をしていなかったということが判明しました。これはいきさつがいろいろあったんですが、今回わかりましたので、ほかにも調べてみて、こういう場所が数多くあるかと思っておりますので、順次わかり次第、こういう形で事務手続を進めさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

当時、平成2年のころの村長はだれかわからないけれども、調べたらわかりますけれども、これはもう20年ですよ。非常にこれは大変なです。だから、当時の村長たちに請求したいです。私は経済課にいたから、いないですよ、あの場合に私は総務課です。総務課の係長。わかりました。では、これは過去にそういう手続をしなかったということですね、はっきり言えば。わかりました、それだけで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 あらたに生じた土地の確認について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第46号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 字の区域の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第47号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

簡易水道事業計画の変更ということなんですけれども、ちょっと教えてください。変更後に座間味ダム、座間味第1浅井戸、座間味第2浅井戸から阿真浅井戸、原水貯留槽、阿真大川良堰、海水淡水化施設とありますけれども、これはわかりました。そして浄水方法ですけれども、従来までは活性炭+急速ろ過法といたしますか、さらにこれを変更して活性炭+急速ろ過法、逆浸透法。逆浸透法というのは何ですか、これが新たに入っていますけれども、これを説明してください。そして、これはこの前の説明では平成23年度より実施すると、ここに書いてありますけれども教えてください。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問にお答えいたします。浄水をつくるために、その膜を利用して逆浸透法というものを利用するという事です。

○ 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

了解しました。ありがとうございました。

○ 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

新たに加わります海水淡水化施設ですが、場所はどこに予定されているんですか。前は公園のところかどうかの言うていたんだけど、単なる海水淡水化の場合は水をとるところは海ではなくて陸上ですから、これをどう考えているのか。あの埋めたところからとるのか、それともほかの場所にするのか。その辺だけ、これだけです。それに答えていただければ終わりです。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

埋立てのほうですが、港湾内にちょっとした通路がありますよね。以前に、何年か前に仮設で置いたあの場所です。参考資料として位置図も上げてましたけれども、すみません。その当時、それをお上げしていればよかったんですけども、後で。ご覧になっていない方もいらっしゃるかと思います。すみません。以前にやった箇所です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

直接海水、打ち込み、どちらですか。陸上で打ち込みですね。この後に濃縮海水はどこに排水されるんですか、そのままここに流した場合、港内に流した場合には、かなり生態系に影響がありますから、かなり沖まで出してからやらないとだめですので、その辺の考えはどうなっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

放流水として公園の井戸がありますよね、向こうに。それから最終的などという考えなんです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

濃縮海水に流した場合には、濃縮海水の場合は塩分濃度が上がりますから、この湾内の生物にかなりの影響をもたせますよ。そしてすぐその沖というのは防波堤の間で養殖をしていますよね。この魚にも非常に影響を及ぼしますけれども、その辺のことも考えて排水のことは考えているかどうか。かなりの影響を出しますよ。だから栗国村の場合は、入って港の東側のほうにありますから、あそこを割ってパイプを外まで出して、清流の速いところに流しているんですよ。だから塩分濃度は上がらないわけです。ほかの生態系に影響がないようにしているんですよ。ところがここだと確実に出ますから。生態系への影響。一時しのぎをするにしても、何年間か使うとなるとそういうのが出てきますので、その辺。あとパイプを出すんですけど、これはまた漁業組合とも調整して県に提出してですね、パイプの布設をやらないとできないので、その辺も逆に工事を着手する前に書類の準備はしておいてくださいね。そうしないとまたもめますから。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありますか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開いたします。

日程第34. 発議第9号 座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

発議第9号

平成22年9月16日

座間味村議会議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 順 之

賛成者 座間味村議会議員

金 城 英 雄

座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

提出理由

地理的理由により座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成21年11月25日条例第13号)の一部を

次のように改正する。

(費用弁償)

第4条第2項中、別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

(新) 内 国 旅 行 の 旅 費

鉄道賃及び 船 賃	航空賃	車 賃 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実 費	実 費	2,000円	13,000円	11,000円	6,500円	2,000円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県内を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。

附則

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(旧) 内 国 旅 行 の 旅 費

鉄道賃及び 船 賃	航空賃	車 賃 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実 費	実 費	2,000円	13,000円	11,000円	6,500円	2,000円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県内を除くその他の地方をいう。

丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とし、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。ただし、添付出来ない場合は上限額の半額を支給する。

○ 議長(宮平秀保)

提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番(金城英雄議員)

一言だけ伺います。今これを提出する理由はどういうことで提出するわけですか。私は議長から電話が来たとき、何で来年からのことなら新しい議員に決めさせたほうがいいんじゃないかと言ったんですよ。先ほどもちょっともんでいましたが、これは訂正して、このままでいったら間違いないという、賛成をしなければいけないようなことになっているわけですが、今出した理由をですね議長、伺います。お願いします。

○ 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号 座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号 座間味村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後3時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 英 雄

署名議員 宮 里 祐 司